

00008

会員規約をよくお読みいただいたうえで、  
カードをご利用ください。

# ほくぎんJCBビジネスデビット 規定規約集

株式会社 北陸銀行  
株式会社 北陸カード

ほくぎんJCBデビットカードをご愛用賜り、誠にありがとうございます。  
本規約には、カードに関する重要な内容が記載されております。  
必ずお読みいただいたうえで、大切に保管してください。

## 目次

カードをお持ちいただくにあたり、基本事項をご確認ください。

個人情報の取り扱いに関する重要事項	P.2
北陸銀行および株式会社北陸カードにおける 個人データの共同利用に関する同意	P.4
反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意	P.5
ほくぎんJCBデビット会員規約	P.5
第1章 総則	
第2章 個人情報の取扱い	
第3章 デビットショッピング、海外現地通貨引き出しサービス、 お支払い方法その他	
ご相談窓口	P.23

カード付帯サービスをご利用する際の同意事項をご確認ください。

指定口座振替特約	P.23
MyJCB利用者規定	P.25
JCBデビット会員向け特約	P.30
大型法人カード利用者向け特約	P.31
MyJチェック利用者規定	P.32
MyJチェック利用者規定にかかるとの特約	P.34
J/Secure (TM)利用者規定	P.34
J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者規定	P.38
キャッシュカード規定	P.43
デビットカード取引規定	P.48
口座振替依頼書電子受付サービス取引規定	P.54

HOKUGIN JCB BUSINESS DEBIT

2019年  
7月版

# 個人情報の取り扱いに関する重要事項

お客様の情報の取り扱いについて下記事項をご確認のうえお申し込みください。なお、個人情報の取り扱いに関する内容の全文は、カード送付時に会員規約冊子にてあらためてお届けします。

## 1. 個人情報の収集、保有、利用

株式会社北陸銀行(以下、「当行」という。)および株式会社北陸カード(以下、「当社」という。)ならびに株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。また、当行、当社およびJCBを併せて「三社」という。)は、会員(会員規約に定める本会員およびカード使用者をいう。以下同じ。)および会員になることを申し込まれた方(以下、併せて「会員等」という。)の個人情報を必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱います。

(1) 本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)を含む当社、当行もしくはJCB、または三社との取引に関する判断および入会後の管理のために、下記①～⑦の個人情報を収集、利用します。

- ① 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、特定法人等(本会員が代表者である法人、社団、またはその他の団体をいう。)に関する事項、職業、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および入会後に届け出た事項。
- ② 入会申込日、入会承認日、有効期限、会員等と三社の契約内容に関する事項。
- ③ 会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容およびカードの利用可否判断や立替払代金回収その他入会後の管理において三社が知り得た事項。
- ④ 会員等が入会申込時に届け出た収入・夫妻・家族構成等、当社、当行またはJCBが収集したデビットカード利用・支払履歴。
- ⑤ 犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当社および当行に提出した本人確認書類等の記載事項。
- ⑥ 当社、当行またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①～③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)
- ⑦ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。

(2) 以下の目的のために、本項(1)①～④の個人情報を利用します。ただし、会員が下記③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または④に定める営業案内等について当社、当行またはJCBに中止を申し出た場合、三社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。

- ① カードの機能、付帯サービス等の提供。
- ② 当行の預金事業、貸付事業、当社ならびにJCBのクレジットカード事業、およびその他の当社、当行もしくはJCBまたは三社の事業(当社、当行またはJCBの定款記載の事業をいう。以下、「三社事業」という。)における取引上の判断(会員等による加盟店申込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含む。)
- ③ 三社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。

- ④三社事業における宣伝物の送付等、当社、当行、JCBまたは加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。
- (3) 当社、JCBおよびJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社は、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、本項(1)①～④の個人情報を共同利用します。(JCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにてご確認ください。<http://www.jcb.co.jp/r/riyou/>)
- (4) 以下の当社またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)は、共同利用会社のサービス提供等のため、本項(1)①～③の個人情報を共同利用します。
- 株式会社JCBトラベル 利用目的:旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス、株式会社ジェーシービーおよび株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供
  - 株式会社ジェーシービー・サービス 利用目的:保険サービス等の提供
- (5) 上記(3)(4)の共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

## 2. 個人情報の開示、訂正、削除

会員等は、当社、当行、JCBおよびJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社、および共同利用会社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当該会社は速やかに訂正または削除に応じます。

## 3. 個人情報の取り扱いに関する不同意

三社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本事項に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合(ただし、第1項(2)③または同④への中止の申し出を除く。)は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。

## 4. 契約不成立時および退会後の個人情報の利用

- (1) 三社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第1項(ただし、同項(2)③および同④を除く。)に基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- (2) 退会の申し出または会員資格の喪失後も、第1項(ただし、同項(2)③および同④を除く。)および開示請求等に必要な範囲で、法令等または三社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

## 5. 個人情報の開示、訂正、削除等会員の個人情報に関するお問い合わせ窓口

本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談については下記にご連絡ください。

株式会社北陸カード お客様相談室

〒930-0002 富山県富山市新富町1-2-1  
(北陸銀行富山駅前ビル)  
TEL:076-431-3010

株式会社北陸銀行 お客さま相談室  
〒930-8637 富山県富山市堤町通り1-2-26  
TEL:0120-794-322

株式会社ジェーシーピー お客様相談室  
〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア  
TEL:0120-668-500

---

## 北陸銀行および株式会社北陸カードにおける 個人データの共同利用に関する同意

会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という。)は、株式会社北陸銀行(以下、「当行」という。)および株式会社北陸カード(以下、「当社」という。)における連携強化による、より付加価値の高い各種商品・サービスのご提供や、当社、当行(以下、「両社」という。)の経営管理やリスク管理等の実施・強化を行うために、下記の通りの両社における共同利用に同意します。なお、金融商品取引法等、個人情報保護法以外の関連法令等による制限、もしくは個別の契約等における守秘義務がある場合、当該法令等に則り取扱われることとします。

### 1. 共同利用する個人データの項目

申込書・届出書その他の書類、来店、お電話、メール、お問い合わせフォーム、ホームページ等を通じて当社が取得し、またはお取引や契約履行上の手続等を通じて当社が取得した会員等に関する下記の情報

- ①属性に関する情報(住所、氏名、年齢、生年月日、職業、勤務先、役職、電話番号、電子メールアドレス等の連絡先等の会員等に関する情報等)
- ②財務に関する情報(収入・支出、資産・負債の状況等)
- ③お取引に関する情報(商品・サービスの種類、取引金額、契約日、取引ニーズ等)
- ④お取引の管理に必要な情報(取引先番号・口座番号等の各種管理番号、取引記録・経緯、融資等に関する判断に関する情報等)

### 2. 共同利用者の範囲

株式会社北陸銀行および株式会社北陸カード

※共同利用者の範囲は上記の通りですが、個人情報保護法に基づく対外告知を実施済みの会社との間でのみ共同利用を実施いたします。

### 3. 共同利用者の利用目的

- ①両社における各種商品・サービスの企画・開発、各種商品・サービスに関する個別のご提案・ご案内  
一例えば、会員等のニーズにあった商品・サービスを両社で共同開発し、提案すること。
- ②各種リスクの把握・管理など、両社の経営管理・リスク管理等の適切な遂行  
一両社の経営管理・リスク管理等を実施・強化し、会員等に安定的かつ継続的にサービスを提供すること。

#### 4. 個人データの管理について責任を有する者の名称

株式会社北陸カード

※その他

①本共同利用に関する同意条項は、ほくぎんJCBデビット会員規約の一部を構成しますが、本同意条項は、同規約第35条(会員規約およびその改定)の適用を受けないものとします。

②本共同利用に基づくダイレクトメールの発送等の中止を希望される会員等は、以下窓口までお申し出ください。

窓 口：株式会社北陸カード 電話番号076-431-3010

受付時間：平日9:00～17:00

(土・日・祝日、12/31～1/3は除きます)

---

#### 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私(会員の名義人)は、次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、取引が停止され、または通知により取引が解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

①私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

1. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

2. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

3. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的また第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

4. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

5. 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

②私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

1. 暴力的な要求行為

2. 法的な責任を超えた不当な要求行為

3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為

5. その他前各号に準ずる行為

---

#### ほくぎんJCBデビット会員規約

##### 第1章 総則

第1条(会員) 1.本規約を承認の上、株式会社北陸銀行(以下「当行」という。)、株式会社北陸カード(以下「当社」といい、当社と当

行を併せて「両社」という。)および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」といい、当社とJCBを併せて「二社」、当社と当行、JCBを併せて「三社」という。)に対して、三社所定の入会申込書等によりJCBデビットカードの貸与を申込み、三社が承認した法人、社団、またはその他の団体を代表する権限のある方(以下「代表者」という。)、または個人で事業を営む方(以下「個人事業主」という。)を本会員といたします。

2.本会員は、本規約に基づき本会員が負担する債務の決済にかかる口座(以下「決済口座」という。)として、本会員が代表者である法人、社団、またはその他の団体(以下「特定法人等」という。)を口座名義人とする当行に開設した口座を指定するもの(当該口座を以下「指定口座」という。)とします。なお、本会員は、指定口座の指定にあたり、自らおよび特定法人等をして両社が別途定める「指定口座振替特約」を承認し、当該特約の定めに従うものとします。

3.前項にかかわらず、個人事業主が本会員となる場合、個人事業主は決済口座として自己を口座名義人とする当行に開設した口座を指定口座とするものとし、指定口座振替特約の適用は受けないものとします。

4.カード(第2条第2項に定めるものをいう。)の使用者として本会員によって指定され、かつ本規約を承認の上、三社所定の入会申込書等により、カード使用者としてJCBデビットカードの貸与を申し込まれた特定法人等の役員または従業員で、三社が承認した方をカード使用者といたします。

5.本会員は、カード使用者に対し、本会員に代わって使用者カード(第2条第3項で「使用者カード」として定義されるものをいう。以下同じ。)を使用して、本規約に基づくデビットカード利用(JCBデビットカードを用いて、JCBデビットカード取引を行うこと、および第5条に定める付帯サービス等の利用を行うことをいう。以下同じ。)を行う一切の権限(以下「本代理権」という。)を授与します。なお、本会員は、カード使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第28条第5項所定の方法によりカード使用者によるデビットカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、三社に対して主張することはできません。

6.本代理権の授与に基づき、カード使用者の使用者カードによるデビットカード利用はすべて本会員の代理人としての利用となり、当該使用者カード利用に基づく一切の支払債務は本会員に帰属し、カード使用者はこれを負担しないものとします。また、本会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもってカード使用者をして本規約を遵守させる義務を負うものとし、カード使用者が本規約に違反した場合には、三社に対し、連帯して責任を負うものとします。

7.本会員とカード使用者を併せて会員といたします。

8.会員と三社との契約は、三社が入会を承認したときに成立します。

**第2条 (JCBデビットカード)** 1.「JCBデビットカード取引」(以下「デビット取引」という。)とは、指定口座を設定することで、第3章の定めに従い、会員が個人的な目的または特定法人等の業務に関連した目的で、加盟店(第18条に定めるJCBカードの取扱加盟店をいい、J-Debitの加盟店ではありません。)において商品・権利を購入すること、もしくは役務の提供を受けること、または国外のCD・

ATMで現地通貨等の引き出しを行うことに伴い本会員に発生する債務を、クレジットカード取引システム(J-Debitの決済システムではありません。)を用いて当行システムと接続し、指定口座から引き落とす方法により決済する取引をいいます。

- 2.「JCBデビットカード」(以下「カード」という。)とは、デビットカード利用を行う機能を有するカードをいいます。カードには、ICチップが組み込まれたICカード(以下「ICカード」という。)を含みます。
- 3.当社は、会員本人に対し、当社が発行するカード(このうち、カード使用者に貸与されるカードを、以下「使用者カード」という。)を貸与します。
- 4.会員は、カードを貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
- 5.カードの表面には会員氏名、会員番号およびカードの有効期限等(以下「会員番号等」という。)が表示されています。また、カードの裏面にはセキュリティコード(サインパネルに印字される7桁の数値のうち下3桁の数値をいう。会員番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。)が表示されています。とりわけ非対面取引においては、カードを提示することなくカード情報によりデビットカード利用を行うことができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。
- 6.カードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードは、会員本人以外には使用できないものです。会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。

**第3条(カードの再発行)** 1.当社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望した場合、両社が適当と認めた場合に限りカードを再発行します。この場合、本会員は、自己に貸与されたカードの再発行の他、使用者カードの再発行についても、当社所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は両社が別途公表または通知いたします。なお、当社は、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。

- 2.当社は、当社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号の変更ができるものとします。
- 3.会員がカードの再発行を申請する場合、従来利用していたカードは当社の指示に従って直ちに返還するか、会員が責任をもって切り込みを入れて破棄するものとし、これを怠ったことにより会員に損害等が生じたとしても、これについて、両社は何らの責任も負わないものとします。

**第4条(カード機能)** 1.会員は、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによってデビット取引(第3章に定めるデビットショッピング利用および海外現地通貨引き出しサービスの利用)ができます。

- 2.デビットショッピング利用は、第18条に基づき会員が加盟店から商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることの代金につき、会員が当社に対して、加盟店に対する支払いを会員に代わって行うことを委託することができる機能です。当社は、会員に対して、会員が

らの委託に基づき、加盟店に対して、代金を支払うサービスを提供します。

3. 海外現地通貨引き出しサービスは、第24条に基づき会員がJCBと提携する国外金融機関等のCD・ATMで現地通貨等の引き出しを行うことができる機能です。

**第5条 (付帯サービス等)** 1. 会員は、第3章に明示的に列挙される機能・サービスとは別に、三社、三社のいずれか、三社のいずれかが提携する第三者(以下「サービス提供会社」という。)が提供するカード付帯サービスおよび特典(以下「付帯サービス」という。)を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。

2. 会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員が本規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または両社もしくは三社が会員のカード利用が適当でないと合理的に判断したときは、付帯サービスを利用できない場合があります。なお、付帯サービスの利用等に関する規定等において「家族会員」または「家族カード」と規定されている場合には、それぞれ「カード使用者」または「使用者カード」と読み替えるものとします。
3. 会員は、付帯サービスを利用するために、カード使用者がカード(第2条に定めるものをいい、当該カードの種類や会員番号等を確認できないモバイル端末等は含まない。)をサービス提供会社または加盟店等に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを利用する場合、当行、JCBまたはサービス提供会社所定の方法に基づき、サービスを利用するものとします。
4. 当社、当行、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、当行、JCBまたはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。

**第6条 (カードの有効期限)** 1. カードの有効期限は、カード上に表示された年月の末日までとします。

2. 当社は、カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、当社が引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」という。)を発行します。
3. 有効期限内におけるデビット取引の決済については、有効期限経過後においても本規約を適用するものとします。

**第7条 (暗証番号)** 1. 会員は、カードの暗証番号(4桁の数字)を当社に登録するものとします。ただし、会員からの申し出のない場合、または当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社が所定の方法により暗証番号を登録し通知します。

2. 会員は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号利用を避けるものとします。推測されやすい番号等を利用したことにより生じた損害に対し、三社は一切の責任を負わないものとします。会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その利用はすべて当該カードを貸与されている会員本人が利用したものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失



が存在しない場合には、この限りではありません。

3. 会員は、当社所定の方法により申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。この場合、第3条の規定に基づくカードの再発行手続きが必要となります。但し、二社が特に認めた方法で変更する場合はこの限りではありません。

**第8条（年会費・手数料）** 1. 本会員は、有効期限月（カード上に表示された年月の月をいう。）の3ヵ月後の当社が指定する日（ただし入会後最初の年会費については、有効期限月の翌月の当社が指定する日）に、当社に対し、当社が通知または公表する年会費（カード使用者の有無・人数によって異なります。）を毎年支払うものとします。なお、当社、当行もしくはJCBの責に帰すべき事由によらない退会の場合、または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。

2. 当社は、指定口座から年会費相当額を引き落とす方法により、本会員から年会費の支払いを受けます。ただし、指定口座の残高が不足する場合、本会員は、当社所定の方法により年会費を支払うものとします。
3. 本会員は、第3条第1項に規定する場合のほか、会員がデビットカードを利用する場合、またはデビット取引に付随して当行、当社が提供する各種サービスを利用する場合、当該サービスの内容によっては、当行、当社が通知または公表する手数料を支払わなければならないものとします。手数料の支払方法については第2項が準用されます。

**第9条（届出事項の変更）** 1. 会員が三社に届け出た氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、特定法人等に関する事項、職業、カード使用者等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、三社所定の方法により遅滞なく三社に届け出なければなりません。また、本会員が特定法人等の代表者ではなくなった場合、または代表者ではなくなる見込みとなった場合には、直ちに三社に届け出なければなりません。

2. 前項の変更届出がなされていない場合といえども、三社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は、三社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。また、会員は、三社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。
3. 第1項の届け出がないため、当社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届け出を行わなかったことについて、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

**第10条（取引時確認等）** 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（本人特定事項等の確認をいう。）が両社所定の期間内に完了しない場合は、その他同法に基づき必要と両社が判断した場合、両社は入会を断ること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。

**第11条（反社会的勢力の排除）** 1. 会員および入会を申し込まれた方（以下、併せて「会員等」という。）は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、

暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下上記の9者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて三社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下、総称して「不当な要求行為等」という。）を行わないことを確約するものとします。

2. 両社は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、両社が利用再開を認めるまでの間、デビットカード利用を行うことができないものとします。また、両社は、会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第28条第3項(6)(7)の規定に基づき会員資格を喪失させます。
3. 前項の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について三社に請求をしないものとします。
4. 第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
  - (1) 暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者
  - (2) 暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
  - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
  - (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
  - (6) その他暴力団員等の資金獲得活動に乘じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者

**第12条（業務委託）** 会員は、当社が代金決済事務その他の事務等を当行またはJCBに業務委託することを予め承認するものとします。

## 第2章 個人情報取り扱い

**第13条（個人情報の収集、保有、利用、預託）** 1. 会員等は、三社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1) 本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）を含む当社、当行もしくはJCBまたは三社との取引に関する判断および入会後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の個人情報を収集、利用すること。

①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、特定法人等に関する事

項、職業、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および第9条等に基づき入会後に届け出た事項。

- ②入会申込日、入会承認日、有効期限、会員等と三社との契約内容に関する事項。
- ③会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容およびカードの利用可否判断や立替払代金回収その他入会後の管理において三社が知り得た事項。
- ④会員等が入会申込時に届け出た収入・負債・家族構成等、当社、当行またはJCBが収集したデビットカード利用・支払履歴。
- ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当社および当行に提出した本人確認書類等の記載事項。
- ⑥当社、当行またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)
- ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。

(2)以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当社、当行またはJCBに中止を申し出た場合、三社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。

- ①カードの機能、付帯サービス等の提供。
- ②当行の預金事業、貸付事業、当社ならびにJCBのクレジットカード事業、およびその他の当社、当行もしくはJCBまたは三社事業(当社、当行またはJCBの定款記載の事業をいう。以下「三社事業」という場合において同じ。)における取引上の判断(会員等による加盟店(第18条に定めるものをいう。)申込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含む。)
- ③三社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。
- ④三社事業における宣伝物の送付等、当社、当行、JCBまたは加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。

(3)本契約に基づく当社、当行またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦の個人情報を当該業務委託先に預託すること。

2.会員等は、当社、JCBおよびJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)①②③④の個人情報を共同利用することに同意します。(JCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにてご確認いただけます。<http://www.jcb.co.jp/r/riyou/>)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

3.会員等は、当社またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。(共同利用会社および利用目的は本規約末

尾に記載のとおりです。)なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報  
の管理について責任を有する者はJCBとなります。

**第14条 (個人情報の開示、訂正、削除)** 1.会員等は、当社、当行、  
JCBおよびJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの  
提携会社、および共同利用会社に対して、当該会社がそれぞれ保  
有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。  
なお、開示請求は以下に連絡するものとします。

- (1)当社に対する開示請求:本規約末尾に記載の当社相談窓口へ
- (2)当行に対する開示請求:本規約末尾に記載の当行相談窓口へ
- (3)JCBまたはJCBクレジットカード取引システムに参加するJCB  
の提携会社および共同利用会社に対する開示請求:本規約末尾  
に記載のJCB相談窓口へ

2.万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、  
三社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

**第15条 (個人情報の取り扱いに関する不同意)** 三社は、会員等が  
入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本  
章に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入  
会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第13  
条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面  
その他の媒体の送付または同④に定める三社の営業案内等に対  
する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをと  
ることはありません(本条に関する申し出は本規約末尾に記載の  
相談窓口へ連絡するものとします。)

**第16条 (契約不成立時および退会後の個人情報の利用)** 1.三社  
が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認を  
しない理由のいかんにかかわらず、第13条に定める目的(ただし、  
第13条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用  
の書面その他の媒体の送付および同④に定める両社または加盟店  
等の営業案内等を除く。)に基づき一定期間利用されますが、そ  
れ以外に利用されることはありません。

2.第28条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第13  
条に定める目的(ただし、第13条第1項(2)③に定める市場調査を  
目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に  
定める両社または加盟店等の営業案内等を除く。)および開示請  
求等に必要範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人  
情報を保有し、利用します。

### 第3章 デビットショッピング、海外現地通貨引き出しサービス、お 支払い方法その他

**第17条 (デビット取引の利用限度額)** 1.会員は、個々のデビット取  
引にあたっての保留額(第20条第3項に定める金額をいう。以下同  
じ。)が(1)と(2)のいずれか低い金額を超えない限度において、か  
つ一定期間の保留額の合計金額が(3)と(4)のうちいずれか低い  
金額を超えない限度においてデビット取引を行うことができます。  
なお、会員が行ったデビット取引の中に第20条第7項もしくは第22  
条第1項に該当する取引があった場合、または第20条第6項に定  
める売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額が保留額  
を上回るデビット取引があった場合等は、以下の各号の限度を超  
えて、デビット取引が成立する場合があることを、会員は了承する  
ものとします。

- (1) 指定口座の預金残高(総合口座取引規定に基づく当座貸越を加えた金額とします。また、第24条に定める海外現地通貨引き出しサービスの利用に関しては総合口座取引規定に基づく当座貸越を利用した引き出しはできません。)
  - (2) 一回当たりの利用限度額(当社が当該限度額を定め、または当社が定めた金額の範囲内において会員が当該限度額を指定し、当社が承認した場合に限る。)
  - (3) 一日当たりの利用限度額(当社が定めた金額、または当社が定めた金額の範囲内において会員が指定し、当社が承認した金額をいう。)
  - (4) 一ヶ月当たりの利用限度額(当社が当該限度額を定め、または当社が定めた金額の範囲内において会員が当該限度額を指定し、当社が承認した場合に限る。)
2. 前項(3)(4)に定める「一ヶ月」とは、毎月16日から翌月15日までの1ヶ月間をいい、「一日」とは午前0時から起算した24時間をいいます。いずれも日本時間によります。
  3. 当社は、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分として犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令において指定された特定の国または地域においては、また、同施行令において厳格な取引時確認の対象とされている外国PEPs(外国の元首その他、外国の重要な公的地位にある者およびその家族等として、同施行令において定められている者をいう。以下同じ。)に対して、カードの利用を制限することができるものとします。

- 第18条(デビットショッピングの利用)** 1. 会員はJCB、JCBの提携会社およびJCBの関係会社の国内および国外のJCBのサービスマークの表示されているJCBカードの取扱加盟店(以下「加盟店」という。)において、本条第2項から第5項に定める方法または二社が特に認める方法により、本条その他三社所定の定めに従い、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当社に対して委託することにより、加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けることができます(以下「デビットショッピング利用」という。)。会員が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、第20条第3項に基づき、会員が当行に対して指定口座からの引落としおよび当社への支払指示を行い、かつ会員が当社に対して弁済委託を行ったものとみなし、当行は指定口座から引き落としを行った上で当社に対して支払い、当社は、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。
2. 会員は加盟店の店頭(自動精算機の場合を含む。)において、カードを提示し、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりデビットショッピング利用を行うことができます。また、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことによりデビットショッピング利用ができることがあります。但し、JCBのサービスマークの表示されているJCBカードの取扱加盟店(次項から第5項の加盟店を含む。)のうち、二社が定める一部の加盟店では、デビットショッピング利用ができません。
  3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非

対面取引その他二社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード情報等を送信または通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードを送信する方法により、デビットショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および売上票への署名を省略することができます。

4. 二社が特に認めた海外のホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、デビットショッピング利用代金の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額(署名等を行った後、利用が判明した代金を含みます。)についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。
5. 通信料金等二社所定の継続的役務については、会員が会員番号等を事前に加盟店(以下「登録型加盟店」という。)に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当社またはJCBが会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。なお、会員に退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、本会員は第28条第1項なお書きおよび第28条第4項に従い、支払義務を負うものとします。また、指定口座の残高不足等により第20条第2項に基づくデビット取引が連続して成立しなかった場合、当行またはJCBは、会員に対して通知することなく、登録型加盟店に対し、会員が登録した会員番号等の登録解除を求め、当該求めに応じて登録型加盟店が会員番号等の登録を解除する場合があることを会員は予め承認するものとします。
6. 会員のデビットショッピング利用に際しては、加盟店が当該利用につき当社に対して照会を行うことにより当社の承認を得る必要があります。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。
7. デビットショッピング利用のためにカード(カード情報を含む。以下本項において同じ。)が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当社は以下の対応をとることができます。
  - (1) 当社は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認する場合があります。
  - (2) 当社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当社において会員の会員番号・氏名・住所・電話番号その他当該デビットショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が当社に届け出ている個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。
  - (3) カードの第三者による不正利用の可能性があると当社が判断した場合、会員への事前通知なしにカードのご利用を保留またはお断りする場合があります。
  - (4) デビットショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードの入力を求める場合があります。申込者がセキュリティコードを

誤って入力した場合、会員によるカードの利用を一定期間制限することがあります。

8. 当社は、第22条に定める本会員の当社に対する債務が当社の指定する日に支払われなかった場合、その他本会員の当社に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、本会員の信用状況等により会員のデビットショッピング利用が適当でないと判断した場合には、デビットショッピング利用を断ることがあります。
9. カード使用者が使用者カードを利用して商品・権利を購入または役務の提供等を受けた場合、カード使用者は本会員の代理人として加盟店との間でそれらに係る契約を行ったものとみなし、当該契約に基づく債務は本会員が負担するものとします。
10. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードを利用すること（以下「現金化」という。）はできません。なお、現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするデビットショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。
  - (1) 商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式。
  - (2) 商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式。
11. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含みますが、これらに限られません。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第17条に定める金額の範囲内であったとしても、会員のデビットショッピング利用が制限され、カードをご利用にならない場合があります。
12. 会員は、当行または当社が別途公表する日または時間帯は、デビットショッピングを利用することができません。なお、当社が別途公表する日または時間帯は、日本時間となります。

**第19条（立替払いの委託）** 1. 会員は、前条第1項および次条第3項の定めのとおり、加盟店においてカードを利用したことにより、当社に対して弁済委託を行ったこととなります。会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて、予め異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。

- (1) 当社が加盟店に対して立替払いすること。
  - (2) JCBが加盟店に対して立替払いしたうえで、当社がJCBに対して立替払いすること。
  - (3) JCBの提携会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、当社が当該JCBの提携会社に対して立替払いすること。
  - (4) JCBの関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCBが当該JCBの関係会社に対して立替払いし、さらに当社がJCBに対して立替払いすること。
2. 商品の所有権は、当社が加盟店、JCBもしくはJCBの提携会社に対して支払いをしたときに当社に移転し、デビットショッピング利用代金の全額につき、当社が当行から支払いを受けるまで当社に留

保されることを、会員は承認するものとします。

- 3.第1項にかかわらず、当社が、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当社、JCB、JCBの提携会社またはJCBの関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。
- 4.本会員は、会員がデビットショッピング利用を行った場合、第1項または前項における当社、JCB、JCBの提携会社、JCBの関係会社または加盟店の各間の支払いの有無にかかわらず、当該デビットショッピング利用金額を第20条または第22条に定めるとおり当社に支払うものとします。

#### **第20条 (JCBデビットカード取引の決済方法)**

- 1.会員が、第18条第2項から第4項に基づき、加盟店においてカードを提示し、または加盟店にカード情報を送信するなどして、加盟店と商品・権利の売買取引または役務の提供取引(以下「売買取引等」という。)を行った場合、加盟店等が会員のカード情報・デビット取引金額等を両社にオンラインまたは所定の方法を通じて送付し、両社と加盟店等を結ぶ端末機またはコンピュータに取引承認を表す電文が表示されたこと、または所定の方法で取引承認の通知がなされたことを停止条件としてデビット取引が成立するものとします。
- 2.会員が、第18条第5項に基づき、カード情報を事前に登録型加盟店に登録する方法により、通信サービス料金、その他継続的に発生する各種利用代金のデビット取引を行おうとする場合、登録型加盟店が、会員に対する請求金額が確定する都度、会員のカード情報・デビット取引金額等を両社にオンラインまたは所定の方法を通じて送付し、両社と登録型加盟店等を結ぶ端末機またはコンピュータに取引承認を表す電文が表示されたこと、または当該売上確定情報が両社に到着したことを停止条件として、デビット取引が成立するものとします。この場合、会員と登録型加盟店との間の契約に基づく、会員の登録型加盟店に対する債務の支払期限が到来する前に次項に定める保留手続きがなされる場合があることを、会員はあらかじめ承諾するものとします。
- 3.第1項または第2項の定めに従い、デビット取引が成立した場合、当該時点をもって、会員から当行に対して売買取引等債務相当額の預金引落としおよび当社への支払いの指示ならびに、当社に対して当該引落預金による売買取引等債務の弁済委託がなされたものとみなし、加盟店等から両社に送信されるデビット取引の利用情報(以下「利用情報」といいます。)に基づき、当行は利用情報に記載された金額を、遅滞なく当行が指定口座から引き落とし当社に支払うものとします。(以下この手続きを「保留手続き」、保留手続きにより引き落とされた金額を「保留額」といいます。)
- 4.前項の保留手続きについては、当行所定の「普通預金規定」に定める本人確認手続きおよび預金払戻し手続、ならびに「キャッシュカード規定」に定めるキャッシュカード用の暗証番号の入力は不要とします。
- 5.第3項に定める保留手続きについて、加盟店等との通信事情等により利用情報の到達が遅れた場合、両社は、当該利用情報が当社に到達した後に保留手続きを行うものとします。
- 6.第3項に定める保留手続きがなされた後、加盟店等からデビット取引に伴う売上確定情報(以下「売上確定情報」といいます。)が両



社に到達したときは、当社は、保留額をもって、当該売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額を、第19条に規定する方法により立替払いします。到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が利用情報に基づいて保留手続きを行った際の保留額を下回っていた場合、当社はその差額相当額を指定口座に返金するものとします。この場合、返金額に利息は付与しません。また、到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が利用情報に基づいて保留手続きを行った際の保留額を上回っていた場合の処理は第22条第2項の定めによるものとします。

7. 加盟店等との通信事情等により利用情報が到達せず、売上確定情報のみが到達した場合、当行は、当該売上確定情報が到達した後に売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額につき、指定口座から引き落とし当社に支払い、当社は第19条に規定する方法により立替払いします。但し、指定口座の残高が売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額を下回っていた場合の処理は、第22条第3項によるものとします。

8. 当行が保留手続きにより保留額を引き落とし当社に支払った後に、または当社が前項、第22条第1項もしくは同条第2項に基づき本会員から売買取引等債務相当額の全部もしくは一部の支払いを受けた後に、会員が返品・解約等によりデビット取引をキャンセルした場合、加盟店がデビット取引を取り消す処理を当社所定の方法により行った場合に限り、当社は後日、所定の手続きにより保留額または会員から支払いを受けた金額（以下、併せて「受領済金額」といいます。）を指定口座に返金します。この場合において、加盟店からデビット取引のキャンセル（以下「キャンセル取引」といいます。）にかかる利用情報（以下「マイナス利用情報」といいます。）が当社所定の方法により当社に送信された場合、当社はマイナス利用情報を受信した時点で、マイナス利用情報に基づき受領済金額を暫定的に返金する場合があります（マイナス利用情報に基づき返金した金額を「暫定返金額」といいます。）。但し、本会員と当社との間のキャンセル取引にかかる最終的な精算は、加盟店から当社所定の方法により当社に送信されたキャンセル取引にかかる売上確定情報（以下「マイナス売上確定情報」といいます。）に基づき行われるものとし、暫定返金額とマイナス売上確定情報の金額との間に差額がある場合には、当社所定の方法で当該差額の精算が行われるものとします。なお、加盟店がマイナス利用情報を送信してから当社所定の期間内にマイナス売上確定情報を送信しなかった場合（当社に送信されたマイナス売上確定情報が当該キャンセル取引にかかる情報であると当社が確認できなかった場合を含みます。）には、キャンセル取引はなかったものとみなされ、当行は、暫定返金額の全額を指定口座から再度引き落とします。

9. 保留手続き完了後、当社が第19条に規定する方法による立替払いを行うまでの間、当社が特に必要と認めた場合、会員の申出に基づき、または当社の判断で、保留額を指定口座に返金する場合があります。

10. 保留手続き完了後、加盟店等から売上確定情報が到達しない場合、当社は一定期間経過後、保留額を指定口座に返金します。ただし、その後加盟店等から売上確定情報が到達した場合は、第7項が準用されます。

**第21条（海外利用代金の決済レート等）** 1. 会員が国外でカードを

利用した場合等の本会員の外貨建債務については、売上確定情報に基づきJCBの関係会社が加盟店等に第19条にかかる代金等の支払処理を行った時点(会員がカードを利用した日とは原則として異なります。)の当社が定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨により、本会員は当社に対する債務を負担するものとします。

- 2.両社は、利用情報がJCBに到着した時点における当社が定める換算レートに従って換算された金額をもって保留手続きを行い、その後、売上確定情報を前項に従って円換算された売買取引等債務相当額をもって、第20条第6項の規定に基づく処理を行います。
- 3.会員が国外でカードを利用した場合において、JCBの関係会社が加盟店等に第19条にかかる代金等を支払った後に、会員と加盟店間のカード利用にかかる契約が解除された場合等、当社が本会員へ返金を行う場合は、原則として、JCBの関係会社が加盟店等との間で第19条にかかる手続きの解除を行った時点(会員が加盟店との間で当該解除等にかかる手続きを行った日とは異なることがあります。)の当社が定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。
- 4.会員が国外で付加価値税(VAT)返金制度を利用した場合において、当社が本会員へ返金を行う際の換算レートおよび換算方法は、JCBの関係会社が付加価値税(VAT)返金制度取扱免税会社との間で当該返金にかかる手続きを行った時点(会員が付加価値税(VAT)返金制度を利用した日またはカードを利用した日とは異なります。)の当社が定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。なお、会員が第6項に基づき円貨建のデビットショッピング利用代金額を選択した場合であっても、当社が本項に基づき本会員へ返金を行う金額は、外貨建ての返金額を本項および次項に基づき円換算した金額となり、加盟店が会員に対して円貨建のデビットショッピング利用代金の金額を提示する際に適用した換算レートは適用されません。
- 5.第1項から第4項の換算レートは、原則として、JCB指定金融機関等が指定した基準レート(JCBが別途公表します。)に当社が指定した料率(当社が別途公表します。)を加算したものとします。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算された上、当社が定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。
- 6.会員が国外でカードを利用した場合であっても、会員が加盟店において、外貨建のデビットショッピング利用代金のほかに、または外貨建のデビットショッピング利用代金に代えて、円貨建のデビットショッピング利用代金の金額の提示を受けて、会員が円貨建のデビットショッピング利用代金を選択した場合には、会員が加盟店において提示を受けた円貨建の金額がデビットショッピング利用代金となります。この場合、第1項から第3項および第5項の適用はありません。なお、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代金の金額を提示する際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定めるレートであり、当社が定める換算レートとは異なります。(但し、第4項に基づく返金時のみ、第5項は適用されません。)

## 第22条 (指定口座の残高不足等によるデビット取引の決済不能等)

1. JCBクレジットカード取引システムおよび当行システムの休止時間中に到達した利用情報の売買取引等債務額が、JCBクレジットカード取引システムおよび当行システム稼働後に保留手続きを行う際の指定口座の残高を上回っていた場合、両社は、当該利用情報に基づく保留手続きを行わず、売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額の全額を第19条に規定する方法により立替払いするとともに、この旨を本会員に連絡し、本会員に対し、売買取引等債務相当額全額の弁済を請求するものとし、本会員は当該支払代金の全額を速やかに弁済しなければならないものとし、
2. 加盟店等の売上処理手続き等の理由から、到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が利用情報に基づく保留額を上回っていた場合、両社は、保留手続きにより指定口座から引き落としした保留額とは別に、当該売買取引等債務相当額と当該保留額との差額(以下「追加引落額」という。)を指定口座から引き落とし、売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額の全額(保留額と追加引落額の合計金額)を加盟店等に支払います。この際に、指定口座の残高が、追加引落額を下回っていた場合、当社は、この旨を本会員に連絡し、本会員に対し、追加引落額の全額の弁済を請求するものとし、本会員は追加引落額の全額を速やかに弁済しなければならないものとし、
3. 第20条第7項に定める場合において、指定口座の残高が売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額を下回っていた場合、当社は、この旨を本会員に連絡し、本会員に対し、売買取引等債務相当額の全額の弁済を請求するものとし、本会員は当該支払代金の全額を速やかに弁済しなければならないものとし、
4. 前各項の定めるところにより、本会員の当社に対する立替金債務が発生した場合、その他デビットカード利用により本会員の当社に対する債務が発生した場合、本会員からの弁済金の充当順位は、当社が任意に決定することができるものとし、

- 第23条 (会員と加盟店との紛議等)** 1. 当社は、カードの機能として、会員が現金決済によらずに商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることができる加盟店網を会員に対して提供しているものです。会員は、加盟店において商品・権利を購入し、または役務の提供を受けるにあたっては、自己の判断と責任において、加盟店との契約を締結するものとし、
2. 会員は、加盟店から購入した商品、権利または提供を受けた役務に関する紛議、その他加盟店との間で生じた紛議について、当該加盟店との間で自ら直接解決するものとし、
  3. 当社が会員と加盟店との紛議に関して必要な調査を実施する場合、会員に対して帳票の提出、事実関係の聴取等その他の協力を求めた場合、会員はこれに協力するものとし、

- 第24条 (海外現地通貨引き出しサービスの利用)** 1. 会員は、JCBと提携する国外金融機関等のCD・ATMで当行の指定口座より現地通貨等の引き出しを行うことができます。その場合、本会員は当社に対し、当社所定の金融機関利用料を支払うものとし、なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。
2. 前項の場合、当社は、会員がCD・ATMから引き出した現地通貨を円換算した金額に金融機関利用料を加算し、当行の指定口座から

引き落とします。また、この場合、第21条の規定が準用されます。

3. 会員は、両社が別途公表する日または時間帯は、海外現地通貨引き出しサービスを利用することができません。なお、両社が別途公表する日または時間帯は、日本時間となります。
4. 海外現地通貨引き出しサービスの利用のために、カードを利用してCD・ATMが操作された際等、カードまたはカード情報の第三者による不正利用を防止する目的のために、両社は以下の対応をとることができます。

(1) 当社は、事前または事後に、電話等の方法により会員本人の利用であることを確認する場合があります。

(2) カードの第三者による不正利用の可能性があると両社が判断した場合、会員への事前通知なしにカードのご利用を保留またはお断りする場合があります。

**第25条 (明細)** 会員は、別途、二社の定める「MyJCB利用者規定」、同規定に付帯する「JCBデビット会員向け特則」、「MyJチェック利用者規定」および「『MyJチェック利用者規定』にかかる特則」を承認することにより、WEBサイト上で、デビット取引の利用履歴を閲覧することができます。会員は、WEBサイト上で利用履歴を閲覧できるか否かにかかわらず、二社が会員のデビット取引に関する利用明細書を発行しないことを、あらかじめ承認するものとします。

**第26条 (遅延損害金)** 1. 本会員が、会員のデビットカード利用に基づき、当社が指定する期日までに当社に対して支払うべき債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対しその翌日から完済に至るまで、年14.6%の利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

2. 本規約に基づく利率の計算方法については、別途定める場合を除き、1年を365日(うるう年は366日)とする日割方式とします。

**第27条 (債権譲渡)** 当社は、当社が必要と認めた場合、当社が本会員に対して有するデビットカード利用に係る債権を第三者に譲渡すること、または担保に入れることがあります。

**第28条 (退会および会員資格の喪失等)** 1. 会員は、三社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、二社の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、当社に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、本会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。

2. 当社が第2条、第3条または第6条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、二社は会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うものとします。

3. 本会員が退会する場合、当然にカード使用者も退会となります。

4. 会員((5)または(9)のときは、それに該当する会員をいい、カード使用者が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)のいずれかに該当したときは、当該カード使用者のみならず、本会員も含む。)は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(8)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当社からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(9)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当社に対して負担する債務につい

ては、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとし、また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとし、

- (1) 会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
  - (2) 本会員が第22条に定める債務等、当社に対する債務の弁済を怠ったとき、その他会員が本規約に違反したとき。
  - (3) 会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたる時。
  - (4) 会員によるカードの利用状況が適当でないと両社が判断したとき。
  - (5) 当社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。
  - (6) 会員が反社会的勢力に該当することが判明したとき。
  - (7) 会員が、自らまたは第三者を利用して不当な要求行為等を行ったとき。
  - (8) 指定口座における取引が停止し、または指定口座に関する特定法人等と当行との間の契約が解約もしくは解除されたとき。
  - (9) 会員が死亡したことを両社が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が両社にあったとき。
5. カード使用者は、本会員が、当行所定の方法によりカード使用者による使用者カードの利用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。
6. 第4項または第5項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当社は加盟店にカードの無効を通知することができるものとし、
7. 第4項または第5項に該当し、当社が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員は直ちにカードを返還するものとし、
8. 両社は、第4項または第5項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるときまたは会員のカード利用が適当でないと合理的な理由に基づき認めるときには、カードの利用を断ることができるものとし、

**第29条 (カードの紛失、盗難による責任の区分)** 1. カードの紛失、盗難等により、他人にカードを使用された場合には、そのカードの利用代金は本会員の負担とします。

2. 第1項にかかわらず、会員が紛失、盗難の事実を速やかに当社またはJCBに届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当社の請求により所定の紛失、盗難届を二社に提出した場合、当社は、本会員に対して当社が届け出を受けた日の60日前以降のカードの利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

- (1) 会員が第2条に違反したとき。
- (2) 会員の家族、同居人等、会員の関係者がカードを使用したとき。
- (3) 会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失、盗難が生じたとき。
- (4) 紛失、盗難届の内容が虚偽であるとき。
- (5) 会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または二社等の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。
- (6) カード使用の際、登録された暗証番号が使用されたとき(第7

条第2項ただし書きの場合を除く。)

(7) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき。

(8) その他本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき。

3. 偽造カード(第2条第2項に基づき当社が発行し当社が会員本人に貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいう。)の使用に係るカード利用代金については、本会員の負担となりません。

4. 前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用に係るカード利用代金は、本会員の負担とします。

5. 会員がカードの紛失・盗難、偽造・変造により他人にカードまたはカード情報を使用された場合、またはそのおそれがある場合、その他事由の如何にかかわらず、二社が必要な調査を実施するにあたり、会員に対して帳票の提出、事実関係の聴取等その他の協力を求めた場合、会員はこれに協力するものとします。

**第30条(免責)** 1. 両社の責めに帰すべき事由により、指定口座から誤って引落しを行い、あるいは、二重に引落しを行った場合等であっても、両社は、誤って引き落としした金額相当額を指定口座に返金すれば足りるものとし、三社は、事由の如何にかかわらず、当該返金額相当額を超えて何らの損害賠償の責めも負わないものとします。

2. 前項のほか、三社が、本規約に定めるサービスの提供に関し、会員が被った損害について責任を負う場合であっても、三社の責任は、通常生ずべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については一切責任を負わないものとします。

3. 前二項の規定は、三社が故意または重大な過失に基づき債務不履行を起こした場合には、適用されません。

**第31条(費用の負担)** 本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払に際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。

**第32条(合意管轄裁判所)** 会員は、会員と両社またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または両社(会員と両社との間の訴訟の場合)もしくはJCB(会員とJCBとの間の訴訟の場合)の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

**第33条(準拠法)** 会員と三社との本規約およびその他の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

**第34条(外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用)**

会員は、国外でカードを利用するに際しては、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等に従い、許可証、証明書その他の書類を提出し、またはカードの利用の制限あるいは停止に応じていただくことがあります。

**第35条(会員規約およびその改定)** 本規約は、会員と三社との一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約または本規約に

付随する規定もしくは特約等が改定され、三社がその内容を書面その他の方法により通知した後に会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

## <ご相談窓口>

- 1.商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
- 2.宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。

株式会社ジェーシーピー JCB法人デビットカードデスク  
TEL:0120-177-015

- 3.本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談については下記にご連絡ください。

株式会社北陸カード お客様相談室  
〒930-0002 富山県富山市新富町1-2-1  
(北陸銀行富山駅前ビル)  
TEL:076-431-3010

株式会社北陸銀行 お客様相談室  
〒930-8637 富山県富山市堤町通り1-2-26  
TEL:0120-794-322

株式会社ジェーシーピー お客様相談室  
〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア  
TEL:0120-668-500

## <共同利用会社>

本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。

### ○株式会社JCBトラベル

〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル  
利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス、株式会社ジェーシーピーおよび株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供

### ○株式会社ジェーシーピー・サービス

〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート  
利用目的：保険サービス等の提供

---

## 指定口座振替特約

**第1条 (目的)** 本特約は、ほくぎんJCBビジネスデビット会員規約(以下「会員規約」という。)に基づき生じる本会員の一切の債務(以下「本会員債務」という。)につき、当行が特定法人等を口座名義人とする指定口座から引き落とし、当社に支払う方法により決済することに関し、両社、本会員および特定法人等の権利義務等について、これらの当事者間に適用される規定として両社が定める特約です。なお、本特約で使用する用語は、本特約で定義する場合を除き、会員規約の定義を適用するものとします。

**第2条 (支払い等の委任・受任および指定口座の申込み)** 1.本会員は、指定口座を設定するに当たり、特定法人等に対して、本会員の

計算において、本会員債務を指定口座から当行が引き落とす方法により支払うことを委任し、特定法人等はこれを受任するものとします(以下、本会員と特定法人等との間の当該支払いの委任・受任のことを「本支払受委任」という。)。また、本会員は、デビットカード利用に基づき、当社から本会員に対する返金が発生した場合の、当社からの返金を受領する行為についても、併せて特定法人等に対して委任し、特定法人等はこれを受任するものとします(以下、本会員と特定法人等との間の返金受領行為に関する委任・受任のことを「本代理受領受委任」という。)。本会員および特定法人等は、本支払受委任と本代理受領受委任を併せて行うものとし、どちらか一方のみの受委任を行うことはできません。

- 2.本会員および特定法人等は、本特約を承認の上、本支払受委任および本代理受領委任に基づき、特定法人等を口座名義人とする口座を指定口座とすることを両社に対して申し込むものとし、両社が承認した場合、当該口座が指定口座となります。
- 3.本会員および特定法人等は、第1項および第2項の業務を行うにあたり、会社法その他の法令において必要な手続き(以下「必要手続き」という。)を実施するものとします。仮に必要手続きが実施されていなかった場合であっても、本会員および特定法人等は、自己の責任と費用において、本会員と特定法人等との間で解決するものとし、両社は一切の責任を負わないものとします。
- 4.本会員は、特定法人等以外を口座名義人とする口座を指定口座とすることを申し込むことはできません。

- 第3条(決済)**
- 1.当社は、本会員債務相当額を指定口座から当行が引落とし、当行から当該金額の支払いを受ける方法により、本会員債務の支払いを受けます。特定法人等は、特定法人等内での手続きの不備、会員によるデビット取引の目的その他事情の如何を問わず、両社に対して、指定口座からの引落としにより支払われた金銭の返還を請求する権利を有しないものとします。
  - 2.前項第1文にかかわらず、指定口座からの引落としができない場合、またはその他両社が必要と認める事由が生じた場合には、当社はいつでも本会員に対して、指定口座からの引落とし以外の方法による本会員債務の支払いを請求することができるものとします。この場合、振込手数料その他本会員による支払いにかかる費用は、本会員の負担とします。
  - 3.当社は、会員によるデビットカード利用に関して、デビット取引の取消しその他の事由により本会員に対する返金が発生した場合には、原則として、指定口座に返金するものし、指定口座への返金をもって、本会員に対する返金義務は履行されたものとします。なお、両社は、本会員債務と本項に基づく返金債務を相殺することができます。
  - 4.第1項または第2項に基づく決済がなされた後の、本会員と特定法人等との間の精算については、会員が個人的な目的と特定法人等の業務に関連した目的のいずれかでデビット取引を行ったか等に基づいて、本会員と特定法人等との間の責任において行うものとし、両社はこれに一切関与せず、責任を負わないものとします。

- 第4条(本支払受委任の終了・会員資格の喪失)**
- 1.本会員および特定法人等は、以下の(1)もしくは(2)のいずれかの事由が生じた場合、直ちに、両社に対して通知する義務を連帯して負うものとします。



- (1) 本会員が特定法人等の代表者ではなくなった場合
  - (2) 本会員もしくは特定法人等の意思、両者の合意またはその他の事由により、本支払受委任が終了した場合
2. 本会員は前項(1)または(2)の場合、会員資格を喪失するものとします。この場合、会員規約第28条第4項等、会員資格喪失に関する規定が適用されるものとします。
  3. 特定法人等は、第1項に基づく通知を行う以前に第1項(1)もしくは(2)またはその他の事情が存在または生じたことを理由として、本会員債務の支払い受任義務の消滅または不存在等を両社に対して主張することはできず、また両社が既に特定法人等から支払いを受けた金員の返還を請求することはできないものとします。
  4. 本会員および特定法人等は、本条第1項に基づき本会員および特定法人等が通知を行った場合であっても、従前の指定口座からの引落しを停止するための手続きに一定の期間を要することを承諾するものとします。

**第5条 (本特約の優先)** 本特約と会員規約において異なる定めのある場合は、本特約の定めが優先するものとします。また、本特約に定めのない事項については会員規約によるものとします。

---

## MyJCB利用者規定

- 第1条 (定義)**
1. 「会員」とは、(1) 株式会社ジェーシーピー(以下「JCB」という)、もしくは(2) JCBの提携するカード発行会社が発行するJCBブランドのカード、またはJCB所定のカード(以下、総称して「カード」という)の貸与を受けた者(家族会員を含む)をいいます。
  2. 「MyJCBサービス」(以下「本サービス」という)とは、JCBおよびカード発行会社(以下、併せて「両社」という)が、両社所定のWebサイト(以下「本Webサイト」という)において提供する第4条の内容のサービスをいいます。
  3. 「利用登録」とは、会員が、同人にカードを貸与したカード発行会社(以下「カード発行会社」という)およびJCBに対して、本サービスの利用を申込み、両社が、当該会員による本サービスの利用を承認した場合に、当該会員を利用者として登録することをいいます。
  4. 「利用者」とは、本規定を承認のうえ、本サービスの利用を申込み、両社に承認されて利用登録を完了した会員をいいます。
  5. 「登録情報」とは、利用者が利用登録時に両社に届け出たEメールアドレス、秘密の合い言葉(第2条第6項に定めるものをいう)その他の情報およびID・パスワードの情報をいいます。
  6. 「認証情報」とは、ID・パスワード、秘密の合い言葉およびワンタイムパスワード(第5条第4項に定めるものをいう)の総称をいいます。

- 第2条 (利用登録等)**
1. 利用登録を行うことができる者は、会員とします。ただし、一部の法人カード会員その他の両社所定の会員については利用登録できないものとします。
  2. 本サービスの利用を希望する会員は、本規定を承認のうえ、両社所定の方法により、カードの会員番号、Eメールアドレスその他両社所定の届出事項を申告のうえ、両社に本サービスの利用を申込みものとします。
  3. 本規定を承認した会員は、併せてJ/Secure (TM) 利用者規定に同意するものとします。ただし、一部JCBの提携するカード発行会

社の会員およびJCB所定のカードの貸与を受けた会員については、この限りではありません。

- 4.両社は、前二項に基づき申込みを行った会員のうち、本サービスの利用を承認した者に対して、本サービスの利用申込みがあったカードごとに、同人を特定する番号(以下「ID」という)を発行します。
- 5.IDを発行した時点で、利用登録の完了とします。IDの発行を受けた利用者は、任意のパスワードを指定するものとします。
- 6.利用者は、本サービスを利用するため、秘密の質問およびその答え(以下、併せて「秘密の合い言葉」という)を登録する必要があります。ただし、一部のカードについては、この限りではありません。
- 7.利用登録は、カードごとに行うものとします。同一のカードについて再度利用登録を行った場合、従前のIDおよびパスワードは効力を失うものとします。
- 8.利用者は、両社所定の方法により、本サービスの利用を中止することができるものとします。ただし、両社所定のカードについては任意の中止はできないものとします。

**第3条(登録情報)** 利用者は、両社に登録したEメールアドレス等の登録情報の内容に変更があった場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。

**第4条(本サービスの内容等)** 1.両社の提供する本サービスの内容は、以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることのできるサービスに制限のある場合があります。

(1)カード発行会社が提供する、①ご利用代金明細照会、②ポイントの照会・交換、③キャッシングサービスの口座振込、④キャッシング1回払いからキャッシングリボ払いへ変更する登録、⑤利用可能枠の変更申請、⑥メール配信、⑦その他のサービス

(2)JCBの提供する、①J/Secure(TM)、②メール配信、③MyJCB優待、④その他のサービス

(3)両社の提供する、①届出情報の照会・変更、②キャンペーン登録・キャンペーン情報照会、③その他のサービス

(4)その他両社所定のサービス

- 2.両社は、営業上その他の理由により、本サービスの内容を変更することができるものとします。この場合、両社は、利用者に対し、事前にJCBホームページ等で公表またはEメール等で通知します。
- 3.利用者のキャッシングサービスの利用可能枠の設定有無、または貸付の契約に関する勧誘に対する意思にかかわらず、利用者がキャッシングサービスに係るメニューを自ら選択をした場合、当該サービス内容に係る表示がされます。

**第5条(本サービスの利用方法)** 1.利用者は、本規定のほか、第4条第1項の各種サービスにおける「ご案内」、「ご利用上の注意」その他の注記事項および別途定める規約等(以下、本規定、注記事項および規約を総称して「本規定等」という)を遵守するものとします。

2.利用者は、本WebサイトにおいてIDおよびパスワードを入力し(以下「ログイン」という)、本規定等に従うことにより、本サービスを利用することができるものとします。

3.前項にかかわらず、両社は、IDおよびパスワードの入力に加えて、利用者が事前に登録した秘密の合い言葉の答えの入力を利用者にも求める場合があります。この場合、利用者は、IDおよびパスワードに加えて、さらに当該答えを入力するか、または次項に基づき発行されるワンタイムパスワードを入力することで、本サービスを利用す

ることができるものとします。

- 4.前項において、利用者がワンタイムパスワードの入力を選択する場合は、両社は利用者が事前に登録したメールアドレスに、臨時のパスワード(以下「ワンタイムパスワード」という)を送信します。なお、当社の規定回数を超えて、繰り返しワンタイムパスワードの発行が求められた場合、当該IDの利用は一時的に停止され、利用者が本サービスの利用を再開するためには改めて利用登録をする必要があります。
- 5.両社は、入力されたIDとパスワードの一致を確認することにより、その入力者を利用者本人と推定します。なお、第5条の2に基づきおまとめログイン設定がなされている場合は、両社は、おまとめ対象IDのいずれか1つおよびそれに対応するパスワードの一致を確認することにより、すべてのおまとめ対象IDに係るカードに関して、その入力者を利用者本人と推定します。

**第5条の2 (おまとめログイン設定)** 1.同一の利用者がJCB、カード発行会社、または両社から複数のカードの貸与を受け、当該カードごとにIDの発行を受けている場合に、JCB所定の方法でそれら複数のIDを相互に紐付ける設定(以下「おまとめログイン設定」という)をすることができます(おまとめログイン設定によって相互に紐付けられたIDを「おまとめ対象ID」という)。おまとめログイン設定後は、以下の機能が適用されます。

- (1)おまとめ対象IDのいずれか1つでログインすることにより、他のすべてのおまとめ対象IDに係るカードについてはログインすることなく、本サービスを利用することができるものとします。ただし、両社がセキュリティ上必要と判断した場合はこの限りではありません。
  - (2)利用者がおまとめ対象IDのいずれか1つに係るカードについて、次の情報(自宅住所・自宅電話番号・携帯電話番号・勤務先住所・勤務先電話番号・通学先・本会員の収入・生計を同一とする方の人数・住宅ローンの有無・家賃支払いの有無等)の変更を本サービスを利用して届け出た場合、すべてのおまとめ対象IDに係るカードについて当該属性情報が一括して変更されます。(これらの情報の一括変更機能の対象外となるカードがあります。対象外となるカードについては、【[http://www.jcb.co.jp/myjcb/omatome\\_kiyaku.html](http://www.jcb.co.jp/myjcb/omatome_kiyaku.html)】に公表します。)
  - (3)利用者がおまとめ対象IDのいずれか1つに係るカードについて、Eメールアドレスおよびメール配信の希望有無に関する情報の変更を届け出た場合、利用者は、他のおまとめ対象IDに係るカードについて当該変更の適用有無を選択することができます。
- 2.おまとめログイン設定できるカードの範囲は、カードによって異なります。各カードでおまとめログイン設定できるカードの範囲は、【[http://www.jcb.co.jp/myjcb/omatome\\_kiyaku.html](http://www.jcb.co.jp/myjcb/omatome_kiyaku.html)】に公表します。なお、家族カードはおまとめログイン設定することができません。
- 3.会員区分の変更(一般カードからゴールドカードへの変更またはその逆の変更等をいう)があった場合、当該変更前のカードの本サービスの利用登録により発行されていたIDは、自動的に変更後のカードのIDとして引き継がれ、変更前のカードには自動的に新規のIDとパスワードが発行されます。このとき、変更後のカードに引き継がれたIDと変更前のカードに自動的に新規発行されたIDは、自動

的におまとめログイン設定されます。

- 4.おまとめログイン設定の解除を希望する場合は、JCB所定の方法で解除をするものとします。

**第6条（特定加盟店への情報提供サービス）** 1.JCBブランドの一部の加盟店（以下「特定加盟店」という）において、本サービスのIDおよびパスワードを入力することにより、その入力者が本サービスの利用者であると推定できる情報、またはそれに加えて当該IDの対象となる利用者の氏名・会員番号・カードの有効期限等がJCBより当該特定加盟店に提供されることに、同意するものとします。

- 2.両社は特定加盟店サービスに第1項で定める情報を提供するのみであり、利用者は、特定加盟店のWebサイト等において、自ら特定加盟店サービスの内容等を確認し、特定加盟店との間で直接契約を締結するものとします。両社は、特定加盟店サービスの内容について一切責任を負わないものとします。

**第7条（利用者の管理責任）** 1.利用者は、自己の認証情報が本サービスまたは特定加盟店への情報提供サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。

- 2.利用者は、自己の認証情報を、他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

- 3.自己の認証情報が第三者に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。

- 4.利用者は、自己の認証情報が使用されて両社または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないものとします。

**第8条（利用者の禁止事項）** 利用者は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

(1) 自己の認証情報を第三者に譲渡または使用させる行為

(2) 他人の認証情報を使用する行為

(3) 本サービスに基づく権利または義務を第三者に譲渡または承継させる行為

(4) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを、本Webサイトを通じて、または本サービスに関連して使用または提供する行為

(5) JCBまたはカード発行会社の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為

(6) 法令または公序良俗に反する行為

**第9条（知的財産権等）** 本サービスの内容または本Webサイトを構成する著作物等に係る著作権、商標権その他の知的財産権等は、すべてJCB、カード発行会社その他の権利者に帰属するものであり、利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

**第10条（利用登録抹消）** 両社は、利用者が次のいずれかに該当する場合、何らの催告または通知を要することなく、その利用登録を抹消して利用者のIDを無効とすることができるものとし、また、当該利用者の本サービスの利用を制限することができるものとします。

(1) カードを退会した場合またはカードの会員資格を喪失した場合

(2) 本規定のいずれかに違反した場合

(3) 利用登録時に虚偽の申告をした場合

(4) 本サービスの利用に際し必要とされる債務の弁済または義務の履行を行わなかった場合

- (5) 同IDで連続してログインエラーとなった場合
- (6) その他両社が利用者として不適当と判断した場合

**第11条 (利用者に対する通知)** 1.両社は、利用者が登録したEメールアドレスを、利用者に対する通知や情報提供に利用します。ただし、利用者は、両社所定の届出をすることにより、必要通知を除くEメールによる通知、情報提供の中止を依頼することができるものとします。

2.両社が登録されたEメールアドレスに対して通知や情報提供を行ったことにより、利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。

3.利用者は、登録したEメールアドレスを常に受信可能な状態にすることとし、登録したEメールアドレスを変更する場合は、両社所定の方法で両社に届け出るものとします。当該届け出がないため、JCBまたはカード発行会社からの通知が到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

**第12条 (個人情報の取扱い)** 1.利用者は、両社がEメールアドレスなどの登録情報、本サービスの利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえ以下の目的のために利用することに同意するものとします。

- (1) 宣伝情報の配信等両社の営業に関する案内に利用すること
- (2) 業務上の必要事項の確認やご連絡に利用すること
- (3) 市場調査を目的としたアンケート用Eメールの配信に利用すること
- (4) 統計資料などに加工して利用すること(なお、個人が識別できない情報に加工されます。)

2.両社は、両社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に提供します。

**第13条 (免責)** 1.両社は、本サービスに使用する電子機器、ソフトウェア、暗号技術などにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的なシステムを採用し、保守および運用を行うものとなりますが、両社はその完全性を保証するものではありません。

2.両社は、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスの利用に起因して生じた利用者の損害について、責任を負わないものとします。

3.両社は、故意または重大な過失による場合を除き、利用者が生じた逸失利益および特別な事情により生じた損害については責任を負いません。また、いかなる場合であっても、両社が予測し得ない特別な事情により生じた損害については責任を負わないものとします。

**第14条 (本サービスの一時停止・中止)** 1.両社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する恐れのあるときは、事前に公表または利用者へ通知することなく、本サービスの全部、または一部の提供を停止する措置を取ることができるものとします。

2.両社は、システムの保守等、本サービスの維持管理またはセキュリティの維持に必要な対応を行うため、必要な期間、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。この場合、両社は、利用者に対し、事前にJCBホームページ等で公表または利用者へ通知します。ただし、緊急的な保守、セキュリティの確保、システム負荷集中の回避等の緊急を要する場合においては、事

前の公表および通知をすることなく、本サービスの提供を停止します。

3.両社は、第1項または第2項に基づく本サービスの停止に起因して利用者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

**第15条（本規定の変更）** 1.両社は、本規定を変更することができるものとします。この場合、両社は当該変更について、利用者に対し、JCBホームページ等での公表、またはEメールその他の方法による通知を行います。

2.利用者は、前項の公表または通知の後、本サービスを利用したことをもって、当該変更に同意したものとします。

**第16条（準拠法）** 本規定の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

**第17条（合意管轄）** 本サービスの利用に関する紛争について、会員とカード発行会社またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、会員の住所地またはカード発行会社（会員とカード発行会社との間の訴訟の場合）もしくはJCB（会員とJCBとの間の訴訟の場合）の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

**第18条（本規定の優越）** 本サービスの利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「カード発行会社」、「両社」、「JCBまたはカード発行会社」、「JCBまたは（もしくは）両社」をJCBと読み替えるものとします。

---

## JCBデビット会員向け特則

**第1条（本特則の適用）** 1.本特則は、「MyJCB利用者規定」（以下「本規定」という）に定める本サービス内容に関し、カード発行会社が発行するJCBデビットカードの会員に適用されます。

2.本特則に定めのない事項については、本規定およびJCBデビット会員規約が適用されます。

**第2条（本規定の変更）** 1.本規定第1条第1項を以下のとおりに変更します。「1.「会員」とは、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）の提携するカード会社が発行するJCBカード（以下「カード」という）の貸与を受けた者（家族会員を含む）をいいます。」

2.本規定第4条第1項を以下のとおりに変更します。「1.両社の提供する本サービスの内容は以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることのできるサービスに制限のある場合があります。

(1)カード発行会社が提供する、①ご利用代金明細照会、②ポイントの照会・交換、③利用限度額の設定変更、④メール配信、⑤その他のサービス

(2)JCBの提供する、①J/Secure (TM)、②メール配信、③MyJCB優待、④その他のサービス

(3)両社の提供する、①属性照会・変更、②キャンペーン登録・キャンペーン情報照会、③その他のサービス

(4)その他両社所定のサービス」

3.本規定第4条第3項の規定はJCBデビットカードの会員には適用さ

れません。

**第3条 (デビットショッピング利用時等の通知)** 1.カード発行会社は、本特則第2条第2項による変更後の本規定第4条第1項(1)④メール配信サービスの一部として、次の各号の場合に本規定第11条に基づきEメールにて通知を行うものとします。なお、家族カードによるデビット取引に関する次の各号の通知も本会員のEメールアドレス宛に行われ、家族会員のEメールアドレス宛には行われません。

①会員に貸与されたカードによるデビットショッピング(国外での利用も含む)または海外現地通貨引き出しサービスの利用があり、JCBデビット会員規約に定める保留額または追加引落額が預金口座から引き落とされた場合

②会員に貸与されたカードによりデビットショッピング(国外での利用も含む)または海外現地通貨引き出しサービスの利用がされようとしたにもかかわらず、当該サービスの利用ができなかった場合であって、その理由がカード発行会社所定の理由に該当する場合

③JCBデビット会員規約第22条第1項から第3項に定める、カード発行会社から本会員への連絡を行う場合

2.本会員は、前項各号に定める通知を受信できるように、両社に届け出たEメールアドレスを常に最新かつ受信可能な状態にしなければなりません。

3.カード発行会社は、本会員が両社に届け出たEメールアドレス宛へのEメールの送信手続きの完了をもって第1項に定める通知を行ったものとします。

4.本会員が第2項に定める義務を怠ったことにより、本会員に対して損害が発生した場合には、両社は一切責任を負わないものとします。

5.第1項に定める通知は、本会員が通知の中止を両社に届け出た場合、行われません。

6.第1項に定める通知は、本規定第14条第1項に該当する場合、遅延、一時停止または中止することがあります。

---

## 大型法人カード利用者向け特則

**第1条 (適用範囲)** 1.本特則は、「MyJCB利用者規定」(以下「本規定」という)に定める本サービス内容に関し、両社所定の会員規約(大型法人用)(以下「会員規約(大型法人用)」という)に定めるカード使用者に適用されます。

2.本特則に定めのない事項については、本規定および会員規約(大型法人用)が適用されます。

**第2条 (本規定の変更)** 1.本規定第1条第1項を以下のとおりに変更します。「1.「会員」とは、(1)株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という)、もしくは(2)JCBの提携するカード発行会社が発行するJCBブランドのカード(以下「カード」という)の貸与を受けた者(カード使用者を含む)をいいます。」

2.本規定第2条第1項を以下のとおりに変更します。「1.利用登録を行うことができる者は、カード使用者とします。ただし、以下の場合は利用登録できないものとします。

(1)法人会員が両社所定のJCB法人カードWEBサービス利用手続きを行っていない場合

(2) 法人会員がカード使用者の本サービスの利用を制限する届け出を両社にした場合」

3.本規定第4条第1項を以下のとおりに変更します。「1.両社の提供する本サービスの内容は、以下のとおりとします。

(1)カード発行会社が提供する、ご利用代金明細照会

(2)JCBの提供する、①J/Secure (TM)、②メール配信、③その他のサービス

(3)両社の提供する、①属性照会、②その他のサービス

(4)その他両社所定のサービス」

4.本規定第4条第3項の規定はカード使用者には適用されません。

**第3条 (本規定の追加)** 本規定第10条に以下の号を追加します。  
「(7) 法人会員が両社所定のJCB法人カードWEBサービス利用の解約を届け出た場合 (8) 法人会員がカード使用者の本サービスの利用を制限することを両社所定の方法により届け出た場合」  
(MJ100000・20160222)

## MyJチェック利用者規定

**第1条 (目的)** 本規定は、株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という)および株式会社ジェーシービーの指定するカード発行会社(以下「カード発行会社」という)が提供するサービス「MyJCB」(以下「MyJCB」という)の利用登録(以下「利用登録」という)を受けた会員(以下「利用者」という)が第2条に定める「MyJチェック」を利用する場合の条件等を定めるものである。

**第2条 (定義)** 「MyJチェック」(以下「本サービス」という)とは、利用者が、JCBおよびカード発行会社(以下併せて「両社」という)の定める会員規約の規定にかかわらず、一定の条件を満たす場合において、ご利用代金明細書の送付を受けないようにするものである。

**第3条 (対象会員)** 1.本サービスを利用することができる者は、両社が定めるものとする。  
2.MyJCB利用登録者を対象とする。

**第4条 (利用の申請)** 本サービスの利用を希望する者は、本規定を承認のうえ、両社が公表している方法により両社に申請し、両社の承認を得るものとする。

**第5条 (ご利用代金明細書等の通知)** 1.カード発行会社は、両社が本サービスの利用を承認した利用者(以下「MyJチェック利用者」という)に対して、ご利用代金明細書を送付しないものとし、MyJチェック利用者は「MyJCB」での閲覧およびダウンロードにより明細を確認できるものとする。ダウンロードできるソフトウェアの種類はAdobe Reader6.0以上とする。

2.前項にかかわらず、当面の間、MyJチェック利用者のご利用代金の明細(家族会員利用分を含む)の確定時において次のいずれかに該当する場合、MyJチェック利用者は、カード発行会社のご利用代金明細書をMyJチェック利用者へ送付することを承諾する。

(1)法令等によって書面の送付が必要とされる場合

(2)コンビニエンス払込票を使ってお振込を行っている場合

(3)その他両社がご利用代金明細書の送付を必要と判断した場合

3.第1項にかかわらず、キャッシング1回払いまたはキャッシングリボ



払いの利用がある場合、MyJチェック利用者は、カード発行会社が当面の間、貸金業法第17条第1項に基づき、利用内容を明らかにした書面(以下「貸金業法第17条第1項の書面」という)を、ご利用の都度MyJチェック利用者へ送付するものとする。ただし、両社が別に定める会員規約に貸金業法第17条第1項の書面を送付する旨の記載がない場合は、送付しないものとする。

4.両社は、通知ならびに公表のうえ、貸金業法第17条第1項の書面に代えて貸金業法第17条第6項に規定された書面、および貸金業法第18条第1項に規定された書面の交付に代えて、同第3項に規定された書面を交付することができるものとする。

5.MyJチェック利用者は、「MyJCB」によってご利用代金明細を確認するものとする。ただし、通信上のトラブル・インターネット環境などにより、「MyJCB」による確認ができない場合、MyJチェック利用者は両社に問い合わせることにより確認することができる。

6.JCBは、MyJチェック利用者のご利用代金の明細が確定された旨の通知(以下「確定通知」という)を、MyJチェック利用者が申請したEメールアドレス宛に毎月送信するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は確定通知を送信しないものとする。

(1)確定通知が正しく受信されないことがあった場合

(2)本サービスの確定通知を利用して利用者が法令違反を行った場合

(3)その他両社が確定通知を送信すべきでないと判断した場合

(4)確定通知該当月におけるカード利用、且つショッピングリボ払いまたはショッピング分割払い、キャッシングリボ払いの利用残高がない場合

7.JCBは、送信手続の完了をもって前項の手続の終了とする。ただし、MyJチェック利用者は、確定通知の受信の有無にかかわらず、「MyJCB」によるご利用代金明細の確認を行うことができるものとする。

8.MyJチェック利用者は、「MyJCB」において申請したEメールアドレスは常に受信可能な状態にすることとする。確定通知を受信できないことにより、MyJチェック利用者または第三者に対して損害が発生した場合にも、両社は責任を負わないものとする。ただし、両社の責に帰すべき事由によらない場合に限る。

**第6条(本サービスの提供終了)** 両社は、MyJチェック利用者が次のいずれかに該当する場合、MyJチェック利用者の承諾なくして本サービスの提供を終了し、ご利用代金明細書を発送するものとする。

(1)本規定のいずれかに違反した場合

(2)その他両社がMyJチェック利用者として不適当と判断した場合

(3)MyJCB利用者規定により利用登録を抹消された場合、ただし利用者が同一の会員番号について再度利用登録を行った場合についてはこの限りではない

**第7条(終了・中止・変更)** 1.両社は、通知ならびに公表のうえ、本サービスを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとする。

2.本サービスの内容は、日本国の法律の下に規制されることがある。

**第8条(本規定の変更)** 両社は、通知ならびに公表のうえ、本規定を随時変更することができるものとする。この場合、両社は両社所定のWebサイトに公開するなどの両社所定の方法により直ちに当

該変更後の規定をMyJチェック利用者へに通知するものとする。

**第9条 (本規定の優越)** 本サービスの利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとする。カード発行会社が株式会社ジェーシーピーの場合、「カード発行会社」、「カード発行会社およびJCB」、「両社」、「JCBまたはカード発行会社」をJCBと読み替えるものとする。

---

## MyJチェック利用者規定にかかる特則

**第1条 (本特則の適用)** 1.本特則は、「MyJチェック利用者規定」(以下「本規定」という)に定める本サービス内容に関し、カード発行会社が発行するJCBデビットカードの本会員に適用されます。

2.本特則に定めのない事項については、本規定およびJCBデビット会員規約が適用されます。

**第2条 (本規定の変更)** 1.本規定第5条第2項から第4項の規定はJCBデビットカードの会員には適用されません。

2.本規定第5条第6項(4)を以下のとおりに変更します。「(4)確定通知該当月におけるカード利用による預金口座での決済がない場合」

3.本規定第6条の規定はJCBデビットカードの会員には適用されません。

(MJ100001・20140901)

---

## J/Secure (TM) 利用者規定

**第1条 (定義)** 1.「J/Secure (TM)」とは、株式会社ジェーシーピー(以下「JCB」という。)、およびJCBの提携するカード発行会社(以下、併せて「両社」という。)が提供する第3条の内容のサービスをいいます。

2.「J/Secure (TM) 利用登録」とは、会員がMyJCB利用者規定第1条および第2条に基づきMyJCBへの新規登録時またはログイン時に、併せて本規定に同意することにより、両社が当該会員をJ/Secure (TM) 利用者として登録することをいいます。ただし、一部のJCBの提携するカード発行会社の会員については、この限りではありません。

3.「J/Secure (TM) 利用者」とは、J/Secure (TM) 利用登録を完了し、両社からJ/Secure (TM) の利用の承認を得た者をいいます。

4.「J/Secure ワンタイムパスワード(TM) 利用者」とは、J/Secure (TM) 利用者のうち、両社所定の「J/Secure ワンタイムパスワード(TM) 利用者規定」を承認のうえ、両社所定の方法でJ/Secure ワンタイムパスワード(TM) の利用を申し込み、両社が承認した者をいいます。

5.「J/Secure (TM) 登録情報」とは、J/Secure (TM) 利用者がJ/Secure (TM) 利用登録時に申請した情報をいいます。

6.「J/Secure (TM) 参加加盟店」とは、両社所定の会員規約における加盟店(以下「加盟店」という。)のうち、当該加盟店の運営するWEBサイト(以下「加盟店サイト」という。)においてJ/Secure (TM) 利用者からカードを利用した商品等の購入またはサービス等の提供の申込をオンラインで受け付けるに際し、J/Secure (TM)

利用者に対し、加盟店サイト上におけるカードの会員番号・有効期限等の入力に加え、加盟店サイトから遷移した両社のWEBサイト上において第4条に定めるパスワードの入力による両社所定の認証方式による認証手続(以下「認証手続」という。)を要求する加盟店をいいます。

**第2条 (J/Secure (TM) 利用登録等)** 1.J/Secure (TM) 利用登録は、MyJCBへの新規登録時またはログイン時に表示されるJ/Secure (TM) 利用者規定への同意をもって完了とします。ただし、一部のカード発行会社の会員については、この限りではありません。

- 2.一部の提携カード発行会社の会員におけるJ/Secure (TM) 利用登録は、本規定に同意のうえ、JCBおよび一部のJCBの提携カード発行会社所定の方法により申請し、当該カード発行会社の承認を得た場合になされる登録完了画面の表示をもって完了とします。
- 3.J/Secure (TM) 利用登録は、カードごとに行うものとします。同一のカードについて再度J/Secure (TM) 利用登録を行った場合、従前のJ/Secure (TM) 利用登録は効力を失うものとします。
- 4.J/Secure (TM) 利用者は、両社所定の方法で申請することにより、J/Secure (TM) 利用登録を解除することができるものとします。

**第3条 (J/Secure (TM) の内容等)** 1.両社の提供するJ/Secure (TM) のサービス内容は、以下のとおりとします。

(1) J/Secure (TM) 参加加盟店が、カードを利用した商品等の購入またはサービス等の提供の申込をオンラインで受付けるに際し、両社がJ/Secure (TM) 利用者に対して認証手続を行うサービス

(2) 前号に付随するその他サービス

- 2.両社は、営業上、セキュリティ上、またはその他の理由により、J/Secure (TM) のサービスの内容を変更または中止することができます。この場合、両社は、Eメール、WEBサイトその他の方法で、J/Secure (TM) 利用者に対し、公表または通知します。

**第4条 (J/Secure (TM) の利用方法等)** 1.J/Secure (TM) 利用者は、加盟店サイトにおいて、カードを利用した商品等の購入またはサービス等の提供の申込をオンラインで行うに際し、加盟店サイトから遷移した両社のWEBサイトの指示に基づき、次項のパスワードを入力し、認証手続を行わなければならないものとします。

- 2.J/Secure (TM) 利用者がJ/Secure (TM) において使用するパスワードは、MyJCBサービスのパスワードと同一のパスワードとします。ただし、J/Secureワンタイムパスワード(TM) 利用者は、J/Secureワンタイムパスワード(TM) 利用者規定の定めに従い、J/Secure (TM) を利用の都度発行され、1回限り利用できるワンタイムパスワード(J/Secureワンタイムパスワード(TM) 利用者規定において「J/Secureワンタイムパスワード(TM)」と定義されるものをいう。)を使用するものとします。(以下、MyJCBサービスのパスワードとワンタイムパスワードを併せて、「パスワード」という。)
- 3.両社は、入力されたパスワードと予め登録されたMyJCBサービスのパスワード(ただし、J/Secureワンタイムパスワード(TM) 利用者の場合はワンタイムパスワード)が一致しているか否かを確認し(以下「認証結果確認」という。)、一致した場合は、その入力者をJ/Secure (TM) 利用者かつ会員と推定して扱います。

- 4.両社は、前項の認証結果確認において、認証結果をJ/Secure (TM) 参加加盟店に通知します。
- 5.J/Secure (TM) 利用者は、本規定のほか、MyJCB利用者規定、その他の注記事項および別途定める規約等(以下、本規定、注記事項および規約を総称して「本規定等」という。)を遵守するものとします。

**第5条 (J/Secure (TM) 利用者の管理責任)** 1.J/Secureワнтаイムパスワード(TM)利用者には、J/Secureワнтаイムパスワード(TM)利用者規定第6条(J/Secureワнтаイムパスワード(TM)利用者の管理責任)が適用されるものとし、本条は適用されません。

- 2.J/Secure (TM) 利用者は、自己のパスワードがJ/Secure (TM) において使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。
- 3.J/Secure(TM)利用者がパスワードを盗用された場合、J/Secure (TM) 利用者は当該事実を速やかにカード裏面に記載のカード発行会社へ届け出るとともに、被害状況およびパスワードの管理状況・使用状況の調査に協力するものとし、J/Secure (TM) 利用者に責任がない場合にはその支払いが免除されます。ただし、次のいずれかに該当するときは、カードの利用代金の支払いは免除されないものとします。

- (1) J/Secure (TM) 利用者が第三者に自己のパスワードを使用させ、または第三者に自己のパスワードを開示もしくは漏洩するなど、善良なる管理者の注意をもって自己のパスワードを使用し管理していない場合
- (2) 故意・過失にかかわらずJ/Secure (TM) 利用者本人およびその家族、親族、同居人などJ/Secure (TM) 利用者の関係者による利用である場合
- (3) カード発行会社が求める被害状況またはパスワードの管理状況・使用状況の調査に協力しない場合
- (4) 前号の調査における、J/Secure (TM) 利用者のカード発行会社に対する報告内容が虚偽である場合
- (5) カード発行会社が郵送またはインターネットで「カードご利用代金明細」を通知後、60日以内に、自己のパスワードの紛失、盗難の事実がカード発行会社へ届けられなかった場合
- (6) 購入商品などが、カード発行会社に登録のJ/Secure (TM) 利用者の住所に配送され受領されている場合。または、発信元の電話番号あるいはIPアドレスがJ/Secure (TM) 利用者および関係者の自宅・勤務地などである場合
- (7) J/Secure (TM) 利用者の操作ミス・回線障害に起因する場合
- (8) 戦争・地震など著しい社会秩序の混乱の際に生じた自己のパスワードの紛失・盗難である場合
- (9) その他カード発行会社が客観的な事実に基づき、J/Secure (TM) 利用者本人の利用であると判断した場合

**第6条 (J/Secure (TM) 利用者の禁止事項)** 1.J/Secure (TM) 利用者は、J/Secure (TM) のサービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 自己のパスワードを第三者に開示し、使用させ、または譲渡する行為
- (2) 他人のパスワードを使用する行為

- (3) コンピュータウイルス等の有害なプログラムをJ/Secure (TM)のサービスに関連して使用または提供する行為
- (4) JCBまたはカード発行会社の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為
- (5) 法令または公序良俗に反する行為

**第7条 (知的財産権等)** J/Secure (TM)の内容、情報などJ/Secure (TM)に含まれる著作権、商標その他の知的財産権等は、すべてJCB、その他の権利者に帰属するものであり、J/Secure (TM)利用者はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

**第8条 (利用登録抹消)** 両社は、J/Secure (TM)利用者が次のいずれかに該当する場合、何らかの催告または通知を要することなく、その利用登録を抹消することができるものとし、また、当該利用者のJ/Secure (TM)のサービスの利用を制限することができるものとします。

- (1) カードを退会した場合またはカードの会員資格を喪失した場合
- (2) MyJCBの利用登録が抹消された場合
- (3) 本規定のいずれかに違反した場合
- (4) 利用登録時に虚偽の申告をした場合
- (5) その他両社がJ/Secure (TM)利用者として不適当と判断した場合

**第9条 (個人情報情報の取扱い)** 1.J/Secure (TM)利用者は、両社がJ/Secure (TM)の利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえ以下の目的のために利用することに同意します。

- (1) 宣伝情報の配信等、両社の営業に関する案内に利用すること
- (2) 業務上の必要事項の確認や連絡に利用すること
- (3) 統計資料などに加工して利用すること(なお、個人が識別できない情報に加工されます。)

2.両社は、両社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託します。

**第10条 (免責)** 1.両社は、J/Secure (TM)のサービスに使用する電子機器、ソフトウェア、暗号技術などにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的なシステムを採用し、保守および運用を行うものとしますが、両社はその完全性を保証するものではありません。

2.両社は、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、J/Secure (TM)のサービスの利用に起因して生じたJ/Secure (TM)利用者の損害について、責任を負わないものとします。

3.通信障害、通信状況、J/Secure (TM)の利用する端末やソフトウェアに起因する事由、J/Secure (TM)参加加盟店に起因する事由その他両社の責めに帰すべきでない事由により、J/Secure (TM)利用者が正常に本規定に定めるサービスの提供を受けられなかったこと、またはカードを利用できなかったことにより、J/Secure (TM)利用者または第三者に損害または不利益が生じた場合でも、両社は一切その責を負わないものとします。

4.両社は、故意または重大な過失による場合を除き、J/Secure (TM)利用者が生じた逸失利益および特別な事情により生じた損害については責任を負いません。また、いかなる場合であっても、両社が予測し得ない特別な事情により生じた損害については責任

を負わないものとします。

5.J/Secure (TM)を利用して購入した商品および提供を受けたサービスの品質、その他通常の商取引において生じた紛議に関し、J/Secure (TM)利用者は、J/Secure (TM)参加加盟店との間で処理するものとします。

**第11条 (J/Secure (TM)の一時停止・中止)** 1.両社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれのあるときは、事前に公表またはJ/Secure (TM)利用者へ通知することなく、J/Secure (TM)のサービスの全部または一部の提供を停止する措置をとることができるものとします。

2.両社は、システムの保守等、J/Secure (TM)の維持管理またはセキュリティの維持に必要な対応を行うため、必要な期間、J/Secure (TM)の全部または一部の提供を停止することができるものとします。この場合、両社はJ/Secure (TM)利用者に対し、事前にJCBホームページ等で公表またはEメール等で通知します。ただし、緊急的な保守、セキュリティの確保、システムの負荷集中の回避等の緊急を要する場合には、事前の公表および通知をすることなく、J/Secure (TM)のサービスの提供を停止します。

3.両社は、第1項または第2項に基づくJ/Secure (TM)のサービスの停止に起因してJ/Secure (TM)利用者へ生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

**第12条 (本規定の変更)** 1.両社は、本規定を変更することができるものとします。この場合、両社は当該変更について、J/Secure (TM)利用者に対し、JCBホームページ等での公表、またはEメールその他の方法による通知を行います。なお、利用者が登録情報の変更を両社に届け出なかったことにより、両社からの通知が延着または到着しなかった場合でも、通常到着するべきときに到着したものとみなします。

2.J/Secure (TM)利用者は、前項の公表または通知の後、カードを利用したこと(オンライン取引を含みます。)をもって、当該変更へ同意したものとします。

**第13条 (準拠法)** 本規定の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

**第14条 (合意管轄裁判所)** J/Secure (TM)の利用に関する紛争について、J/Secure (TM)利用者と両社との間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または両社の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

**第15条 (本規定の優越)** J/Secure (TM)の利用に際し、両社が別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとします。ただし、「J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者規定」は、本規定に優先します。カード発行会社が株式会社ジェーシーピーの場合、「カード発行会社」、「両社」、「JCBまたはカード発行会社」、「JCBまたは(もしくは)両社」をJCBと読み替えるものとします。

(JS100000・20160901)

---

## J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者規定

1.本規定は、株式会社ジェーシーピー(以下「JCB」という。)、および

JCBが提携するカード発行会社(以下、併せて「両社」という。)が提供・運営する「J/Secureワンタイムパスワード(TM)」(第1条第1項で定めるものをいう。)の利用に関する条件等について定めるものです。ただし、JCBの提携する一部のカード発行会社においては、J/Secureワンタイムパスワード(TM)を提供しておりません。

2.本規定は、J/Secure(TM)利用者規定(以下「原規定」という。)の特則です。本規定に定めがない事項については原規定が適用されます。また、本規定に別途定めのない限り、本規定の用語は、原規定の用法に従うものとします。

3.J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者は、原規定および本規定(以下「両規定」という。)の内容を承諾し、両規定を遵守して、J/Secureワンタイムパスワード(TM)を利用するものとします。

**第1条(定義)** 1.「J/Secureワンタイムパスワード(TM)」とは、J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者が、J/Secure(TM)の認証手続を行おうとする際に、本アプリを用いて都度発行を受け、1回に限って利用できるパスワードのことをいいます。

2.「本アプリ」とは、J/Secureワンタイムパスワード(TM)を発行するためのスマートフォン用アプリケーションをいいます。

3.「J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用登録」とは、J/Secure(TM)利用者が、J/Secureワンタイムパスワード(TM)を用いてJ/Secure(TM)の認証手続を行うために必要な登録手続をいいます。J/Secure(TM)利用者は、本規定を承認のうえ、両社所定の方法により、両社にJ/Secureワンタイムパスワード(TM)の利用を登録するものとします。

4.「J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者」とは、J/Secure(TM)利用者のうち、J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用登録を完了し、両社からJ/Secureワンタイムパスワード(TM)の利用を承認された者をいいます。

5.「アプリ起動パスコード」とは、J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者が本アプリを起動する際に、第三者による本アプリの起動によるJ/Secureワンタイムパスワード(TM)の発行依頼を防止するために入力するパスワードをいいます。

**第2条(J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用登録等)** 1.J/Secureワンタイムパスワード(TM)の利用を希望するJ/Secure(TM)利用者(以下「利用希望者」という。)は、以下の方法により、J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用登録を行うものとします。

①両社所定のアプリケーションダウンロードサイトより、利用希望者が正当に保有するスマートフォン(以下「端末」という。)に本アプリをダウンロードします。

②MyJCBサービスのWEBサイトにおいてJ/Secureワンタイムパスワード(TM)利用登録申請を行い、J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用登録に使用するID(以下「アプリ利用登録ID」という。)およびパスワード(以下「アプリ利用登録パスワード」という。)の発行を受けます。

③①によりダウンロードした本アプリへ、アプリ利用登録IDおよびアプリ利用登録パスワードを登録して両社所定の初期設定を行うものとします。

2.J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者は、J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用登録時および登録後に、両社に対して本

アプリの起動を行う際に、アプリ起動パスコードの入力を必要とするか否かを、任意に設定することができます。J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者は、自己の端末の不正防止機能(第三者による悪用を防止する機能)の内容・設定状況等を考慮し、自己の責任において、アプリ起動パスコードを設定するか否かを判断するものとします。

- 3.本アプリをダウンロードした者は、本アプリを、J/Secureワンタイムパスワード(TM)のサービスを利用する目的に限定して利用するものとします。
- 4.J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用登録は、MyJCBサービスのIDごと(カードごと)に行うものとします。
- 5.本アプリを利用できる端末は、J/Secureワンタイムパスワード(TM)の1つの利用登録につき、1台のみとします。
- 6.本アプリを誤って端末より削除した場合、または他の端末を用いてJ/Secureワンタイムパスワード(TM)を利用しようとする場合(端末の機種変更を行う場合を含む。)、MyJCBサービスのWEBサイトにおいて、既存のJ/Secureワンタイムパスワード(TM)利用登録を一旦解除したうえで、再度、本条第1項の手続を行う必要があります。

**第3条 (J/Secureワンタイムパスワード(TM)の内容等)** 1.両社の提供するJ/Secureワンタイムパスワード(TM)のサービス内容は、以下のとおりとします。

(1) J/Secure(TM)参加加盟店が、カードを利用した商品等の購入またはサービス等の提供の申込をオンラインで受付けるに際し、両社がJ/Secure(TM)利用者に対して、J/Secureワンタイムパスワード(TM)を用いた認証手続を行うサービス

(2) 前号に付随するその他サービス

- 2.両社は、営業上、セキュリティ上、またはその他の理由により、J/Secureワンタイムパスワード(TM)のサービスの内容を変更または中止することができます。この場合、両社は、Eメール、WEBサイトその他の方法で、J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者に対し、公表または通知します。

**第4条 (J/Secureワンタイムパスワード(TM)の利用方法等)** 1.J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者は、以下の方法により、J/Secure(TM)を利用するものとします。

①加盟店サイトから遷移した両社のWEBサイトにおいて、J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用登録済みのJCBカードを決済方法として選択のうえ、パスワード入力画面を表示させます。

②本アプリにおいて、上記①において決済方法として選択したJCBカードを選択したうえで、J/Secureワンタイムパスワード(TM)の発行を受けます。なお、J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者がアプリ起動パスコードを設定している場合には、当該パスワードを入力しなければ、J/Secureワンタイムパスワード(TM)の発行を受けることはできません。

③上記②において発行を受けたJ/Secureワンタイムパスワード(TM)を、本アプリで表示された所定の有効時間内に、上記①のパスワード入力画面に入力するものとします。

- 2.両社は、前項②において発行されたJ/Secureワンタイムパスワード(TM)と、前項③において入力されたパスワードが一致しているか



- 否かを確認し(以下「認証結果確認」という。)、一致した場合は、その入力者をJ/Secure (TM)利用者かつ会員と推定して扱います。
- 3.両社は、前項の認証結果確認において、認証結果をJ/Secure (TM)参加加盟店に通知します。

- 第5条 (J/Secureワнтаイムパスワード(TM) 利用解除等)** 1.J/Secureワнтаイムパスワード(TM)利用者は、J/Secureワнтаイムパスワード(TM)のサービスの利用を中止する場合、MyJCBサービスのWEBサイトにログイン、または本アプリを起動のうえ、両社所定の方法により、J/Secureワнтаイムパスワード(TM)利用登録の解除の手続を行うものとします。
- 2.J/Secureワнтаイムパスワード(TM)利用者は、端末を譲渡もしくは処分する場合、または携帯電話会社との契約を解除する場合等にも、本条第1項の方法により、事前にJ/Secureワнтаイムパスワード(TM)利用登録の解除の手続を行い、かつ端末から本アプリを削除するものとします。
- 3.J/Secure (TM)の利用登録が抹消された場合、両社はJ/Secureワнтаイムパスワード(TM)利用者に対して何らの催告または通知をすることなく、J/Secureワнтаイムパスワード(TM)利用登録を解除します。
- 4.J/Secureワнтаイムパスワード(TM)利用登録の解除後は、J/Secure (TM)利用者は、J/Secure (TM)利用者規定に基づいて、J/Secure (TM)を利用するものとします。なお、前項の場合は、この限りではありません。

**第6条 (J/Secureワнтаイムパスワード(TM) 利用者の管理責任)**

- 1.J/Secureワнтаイムパスワード(TM)利用者は、本アプリで生成されたJ/Secureワнтаイムパスワード(TM)がJ/Secure (TM)において使用されるものであることを認識し、端末、本アプリ、アプリ利用登録ID、アプリ利用登録パスワード、アプリ起動パスコード、J/Secureワнтаイムパスワード(TM)利用者が保有するカードのセキュリティコード(カード裏面のサインパネル上に印字されている数字をいう。)およびJ/Secureワнтаイムパスワード(TM)を厳重に管理するものとします。
- 2.J/Secureワнтаイムパスワード(TM)利用者が、端末の紛失、盗難など前項の管理違反の結果、J/Secureワнтаイムパスワード(TM)を第三者に不正利用された場合、J/Secureワнтаイムパスワード(TM)利用者である当該会員は、第三者による不正利用に至った事情のいかんを問わず、カード利用代金を負担するものとします。また、これによりJ/Secureワнтаイムパスワード(TM)利用者に損害または不利益が生じた場合でも、両社は一切その責を負わないものとします。
- 3.J/Secureワнтаイムパスワード(TM)利用者は、J/Secureワнтаイムパスワード(TM)を第三者に利用されたこと、または第三者に利用されるおそれがあることを認識した場合、被害の拡大を防止するために、直ちに、カード発行会社に通知し、その指示に従うものとします。ただし、J/Secureワнтаイムパスワード(TM)利用者は本項本文を履行したとしても、既に発生したカード利用に関して、前項に定める責任を免れるものではありません。

- 第7条 (免責)** 1.J/Secureワнтаイムパスワード(TM)において、両社が採用する暗号技術は、その時点における一般の技術水準に従って合理的なシステムを採用し、保守および運用を行うものとし

ますが、両社はその完全性を保証するものではありません。

- 2.通信障害、通信状況、端末やJ/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者が利用するソフトウェアに起因する事由、J/Secure(TM)参加加盟店に起因する事由その他両社の責めに帰すべきでない事由により、J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者が正常に本規定に定めるサービスの提供を受けられなかったこと、またはカードを利用できなかったことにより、J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者または第三者に損害または不利益が生じた場合でも、両社は一切その責を負わないものとします。
- 3.本アプリの瑕疵等の両社の責めに帰すべき事由により、J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者がカードを利用できなかった場合であっても、両社に故意または重過失がない限り、カードを利用できなかったことによりJ/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者に生じた逸失利益および特別な事情により生じた損害については、賠償の責任を負いません。
- 4.両社は、J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者の承諾およびJ/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者への事前通知なく本アプリの一部または全部を停止、変更、廃止できるものとし、本アプリの停止、変更または廃止によりJ/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者に損害または不利益が生じた場合でも、両社は一切その責を負わないものとします。なお、両社が本アプリに関するシステムの障害時およびメンテナンス等の理由で本アプリの利用を停止する場合、および両社が本アプリに関するサービスの提供を終了する場合、J/Secure(TM)利用者は、J/Secure(TM)利用者規定に基づいて、J/Secure(TM)を利用するものとします。

**第8条(本規定の変更)** 1.両社は、本規定を変更することができるものとします。この場合、両社は当該変更について、J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者に対し、JCBホームページ等での公表、またはEメールその他の方法による通知を行います。なお、J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者が登録情報の変更を両社に届け出なかったことにより、両社からの通知が延着または到着しなかった場合でも、通常到着するべきときに到着したものとみなします。

2.J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者は、前項の公表または通知の後、カードを利用したこと(オンライン取引を含む。)をもって、当該変更に同意したものとします。

**第9条(準拠法)** 本規定の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

**第10条(合意管轄裁判所)** J/Secureワンタイムパスワード(TM)の利用に関する紛争について、J/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者と同社との間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または両社の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

**第11条(その他アプリの注意事項)** 1.本アプリの使用料(ダウンロードまたは利用にかかる料金)は無料です。ただし、本アプリのダウンロードおよび利用に際して、通信会社に対して生じる通信料はJ/Secureワンタイムパスワード(TM)利用者の負担となります(本アプリのバージョンアップの際や本アプリが正常に動作しないことにより再設定するなど追加的に発生する通信料を含む)。

2. 端末の通信状態等により、本アプリにかかわる設定や操作が正常に完了しない場合があります。その場合、再度ダウンロード等が必要になる場合があります。
3. JCBは、本アプリの利用が可能なOSをWEBサイトにおいて公表します。ただし、一部利用できない場合があります。
4. 本アプリと類似の第三者が作成したアプリには十分ご注意ください。J/Secureワンタイムパスワード(TM) サービスを利用する場合には、MyJCBサービスのWEBサイトよりお申込みください。
5. 端末の管理およびセキュリティ対策には十分にご注意ください。
6. J/Secureワンタイムパスワード(TM) の登録完了後、MyJCBサービスのパスワードはJ/Secure(TM) の認証手続のパスワードとして、利用できません。

(JS110000・20160902)

---

## キャッシュカード規定

### 〔キャッシュカード規定〕

#### 1. (カードの利用)

普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです)について発行したキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行したキャッシュカード(以下これらを「カード」といいます)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- ① 当行の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます)を使用して普通預金、貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます)に預入れ、または預金からの払戻しと同時にその金額を他の預金口座へ通帳により預入れる(以下「振替」といいます)場合
- ② 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます)を使用して預金の払戻しをする場合
- ③ 当行の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます)を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- ④ その他当行所定の取引をする場合

#### 2. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

#### 3. (預金機による振替)

- (1) 預金機を使用して振替をする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力したうえ預入れの通帳を挿入してください。この場合、払戻口座の通帳・払戻請求書および預入口座の入金票の提出

は必要ありません。

- (2) 前項の操作にあたっては、預金機の画面表示等に従い振替内容をお確かめのうえ、ボタン等により確認操作をしてください。確認操作された後は、預金機による振替の取消はできません。
- (3) 預金機を使用して行った振替の取消を必要とする場合は、窓口営業時間内に、振替操作を行った預金機設置店の窓口に出てください。この場合は、預入口座名義人の承諾が必要となります。
- (4) 振替により預入れることができる預金は、当行所定の預入条件によるものとします。
- (5) 預金機による振替は1円単位とし、1回あたりの振替金額は当行が定めた範囲内とします。

#### 4. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

#### 5. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

#### 6. (自動機利用手数料等)

- (1) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます)をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

#### 7. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人(本人と生計をともにする親族1名に限ります)による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。  
この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。

(3) 代理人のカード利用についても、この規定を適用します。

## 8. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。

## 9. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料の通帳記入は、通帳が預金機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

## 10. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に貸与したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

## 11. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協

力するものとします。

## 12. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正利用され生じた払戻しについては、次の各号の全てに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
  - ②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
  - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
  - ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - A. 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
    - B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など)によって行われた場合
    - C. 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
  - ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

## 13. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

## 14. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただ

きます。

## 15. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

## 16. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
  - ①第17条に定める規定に違反した場合
  - ②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
  - ③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

## 17. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

## 18. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

以上

### 社員預金サービスのカードの場合の特記事項

- (1) 社員預金サービスのカードのうち、別途当座貸越契約を締結したカードについては、本キャッシュカード規定のうち「預金の払戻し」(「預金口座からの払戻し」「払戻し」を含みます)は、「預金の払戻しおよび当座貸越借入金の払出し」と読み替えます。また8. (1)の「預金に預入れ」とあるのは「預金に預入れ、または当座貸越借入金に返済」と読み替えます。
- (2) 社員預金サービスのカードについては、1. ①および2. にかかわらず預金機を利用して普通預金に預入れ(上記(1)のカードについては、当座貸越借入金を返済)することはできません。当該取引を行う場合は、営業時間内に当行本支店の窓口に出てください。
- (3) 社員預金サービスのカードについては、7. の各条項は適用いたしません。

## 〔ICカード特約〕

この特約は、普通預金または貯蓄預金について発行したICキャッシュカード〔従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会ICキャッシュカード標準仕様によるICチップ機能の利用を可能とするカード(以下「ICカード」といいます)のことをいいます〕を利用する際に適用される事項を定めるものです。

また、この特約は、当行のキャッシュカード規定の一部を構成するもので、この特約に定めのない事項に関しては当行のキャッシュカード規定が適用されるものとします。

### 1. (ICカードの利用範囲)

ICカードは、この機能の利用が可能な次の現金自動預金支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます:以下「自動機」といいます)で利用できます。

- ①当行の自動機のうち「IC対応」している自動機
- ②ICチップ機能による取引が可能な提携先(当行がオンライン現金自動支払業務を提携した金融機関等)の自動機で「IC対応」している自動機

### 2. (1日あたりの利用限度額)

- (1) 自動機を利用した1日あたりの利用限度額は当行所定の金額の範囲内とします。
- (2) 1日あたりの利用限度額は当行所定の方法により変更することができます。

### 3. (故障時の対応)

ICチップの故障等により、「IC対応」している自動機においてICチップを読み取ることができなかった場合には、ICカードの利用はできません。

この場合、当行所定の手続きにしたがって、すみやかに当行にICカードの再発行を申し付けください。

以 上

---

## 〔デビットカード取引規定〕

### 第1章 デビットカード取引

#### 1. (適用範囲)

次の各号のうちいずれかの者(以下「加盟店」といいます)に対して、デビットカード(当行がキャッシュカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち普通預金<総合口座取引の普通預金を含みます>その他当行所定の預金のキャッシュカード。以下「カード」といいます)を提示して、当該加盟店が行なう商品の販売または役務の提供等(以下「売買取引」といいます)について当該加盟店に対して負担する債務(以下「売買取引債務」といいます)を当該カードの預金口座(以下「預金口座」といいます)から預金の引落とし(総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます)によって支払う取引(以下本章において「デビットカード取引」といいます)については、この章の規定により取扱います。

- ①日本電子決済推進機構(以下「機構」といいます)所定の加盟店



規約(以下本章において「規約」といいます)を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関(以下「加盟店銀行」といいます)と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人(以下「直接加盟店」といいます)。但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。

- ②規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人(以下「間接加盟店」といいます)。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
- ③規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人(以下「組合事業加盟店」といいます)。但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

## 2. (利用方法等)

- (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます)に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者(加盟店の従業員を含みます)に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行なうことはできません。
  - ①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
  - ②1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
  - ③購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行なうことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
- (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
  - ①1日あたりのカードの利用金額(カード規定による預金の払戻金額を含みます)が、当行が定めた範囲を超える場合
  - ②当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
  - ③カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます)が破損している場合
  - ④そのCO加盟店においてCOデビット取引に用いることを当行が認めていないカードの提示を受けた場合
  - ⑤COデビット取引契約の申込みが明らかに不審と判断される場合
- (5) 当行がデビットカード取引を行なうことができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、デビットカード取引を行なうことはできません。

## 3. (デビットカード取引契約等)

前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、CO加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下本章において「デビットカード取引契約」といいます）が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

#### 4. (預金の復元等)

- (1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当行を含みます）に対して引落とされた預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとしします。
- (2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行なった加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれをうけて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。
- (3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとしします。

#### 5. (読替規定)

カードをデビットカード取引に利用する場合におけるキャッシュカード規定の適用については、同規定第7条第1項中「預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは、「デビットカード取引をする場合」とし、第10条第1項中「支払機または振込機」とあるのは、「端末機」とし、第15条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは、「端末機」とします。

### 第2章 キャッシュアウト取引

#### 1. (適用範囲)

次の各号のうちいずれかの者（以下「CO加盟店」といいます）に対して、カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下本章において「売買取引」といいます）および当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引

(以下「キャッシュアウト取引」といいます)について当該加盟店に対して負担する債務(以下「対価支払債務」といいます)を預金口座から預金の引落とし(総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます)によって支払う取引(以下「COデビット取引」といいます)については、この章の規定により取扱います。

- ① 機構所定のキャッシュアウト加盟店規約(以下本章において「規約」といいます)を承認のうえ、機構にCO直接加盟店として登録され、加盟店銀行と規約所定のCO直接加盟店契約を締結した法人または個人(以下「CO直接加盟店」といいます)であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したもの
- ② 規約を承認のうえ、CO直接加盟店と規約所定のCO間接加盟店契約を締結した法人または個人であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したもの
- ③ 規約を承認のうえ機構にCO任意組合として登録され加盟店銀行とCO直接加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したもの

## 2. (利用方法)

- (1) カードをCOデビット取引に利用するときは、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはCO加盟店にカードを引き渡したうえCO加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者(CO加盟店の従業員を含みます)に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 次の場合には、COデビット取引を行うことはできません。
  - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
  - ② 1回あたりのカードの利用金額が、CO加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
- (3) 次の場合には、カードをCOデビット取引に利用することはできません。
  - ① 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
  - ② 1日あたりのカードの利用金額(カード規定による預金の払戻金額を含みます)が、当行が定めた範囲を超える場合
  - ③ カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます)が破損している場合
  - ④ そのCO加盟店においてCOデビット取引に用いることを当行が認めていないカードの提示を受けた場合
  - ⑤ COデビット取引契約の申込みが明らかに不審と判断される場合
- (4) 購入する商品または提供を受ける役務等が、CO加盟店がCOデビット取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合には、COデビット取引を行うことはできません。
- (5) CO加盟店においてCO加盟店の業務を行うために必要な量の現金を確保する必要がある場合など、CO加盟店が規約に基づいてキャッシュアウト取引を拒絶する場合には、カードをキャッシュアウト取引に利用することはできません。
- (6) 当行がCOデビット取引を行うことができない日または時間帯は、COデビット取引を行うことはできません。
- (7) CO加盟店によって、COデビット取引のために手数料を支払う必

要がある場合があります。その場合、当該手数料の支払債務も、本章第2条第1項および次条の対価支払債務に含まれます。

### 3. (COデビット取引契約等)

前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、CO加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下「COデビット取引契約」といいます)が成立し、かつ当行に対して対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

### 4. (預金の復元等)

- (1) COデビット取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、COデビット契約が解除(合意解除を含みます)、取消し等により適法に解消された場合(売買取引またはキャッシュアウト取引の解消と併せてCOデビット取引契約が解消された場合を含みます)であっても、CO加盟店以外の第三者(CO加盟店の特定承継人および当行を含みます)に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとし、ます。
- (2) 前項にかかわらず、COデビット取引を行ったCO加盟店にカードおよびCO加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元をCO加盟店経由で請求し、CO加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をCOデビット取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。CO加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはCO加盟店にカードを引き渡したうえでCO加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。なお、COデビット取引契約の解消は、1回のCOデビット取引契約の全部を解消することのみ認められ、その一部を解消することはできません(売買取引とキャッシュアウト取引を併せて行った場合、その一方のみにかかるCOデビット取引契約を解消することもできません)。
- (3) 第1項または前項において引落された預金の復元ができないときは、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で解決してください。
- (4) 第2項にかかわらず、CO加盟店によっては、売買取引およびCOデビット取引契約のうち当該売買取引にかかる部分のみを解消できる場合があります。この場合、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で精算をしてください。
- (5) COデビット取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためCOデビット取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとし、ます。

### 5. (不正なキャッシュアウト取引の場合の補償)

偽造カードもしくは変造カードまたは盗難カードを用いてなされた不正なCOデビット取引契約のうちキャッシュアウト取引に係る部分については、当行所定の事項を満たす場合、当行は当該キャッシュアウト取引に係る損害(取引金額、手数料および利息)の額に相当する金額を限度として、当行所定の基準に従って補てんを行うものとします。

## 6. (COデビット取引に係る情報の提供)

CO加盟店において、情報の漏えい、情報の不適切な取扱い、預金口座からの二重引落及び超過引落、不正な取引等の事故等(以下「事故等」といいます。)が発生した場合、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、COデビット取引に関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。また、苦情・問合せについても、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、当該苦情・問合せに関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。

## 7. (カード規定の読替)

カードをCOデビット取引に利用する場合におけるキャッシュカード規定の適用については、同規定第7条中「代理人(本人と生計をともにする親族1名に限ります)による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびCOデビット取引」と、同規定第7条第1項中「預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびCOデビット取引をする場合」と、同規定第9条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「COデビット取引をした場合」と、同規定第10条第1項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落とし」と、同規定第15条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

## 第3章 公金納付

### 1. (適用範囲)

機構所定の公的加盟機関規約(以下本章において「規約」といいます)を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関(以下本章において「加盟機関銀行」といいます)と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人(以下「公的加盟機関」といいます)に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務(以下「公的債務」といいます)の支払いのために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務(以下「補償債務」といいます)を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落とし(総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます)によって支払う取引(以下本章において「デビットカード取引」といいます)については、この章の規定により取扱いします。但し、当該公的加盟機関契約の定めにもとづき、当行のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。

### 2. (準用規定等)

- (1)カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の2. ないし5. を準用するものとします。この場合において、「加盟店」

を「公的加盟機関」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。

- (2) 前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。
- (3) 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

以上

## 〔口座振替依頼書電子受付サービス取引規定〕

### 1. (適用範囲)

- (1) 当行と預金口座振替に関する契約を締結し、かつ、日本マルチペイメントネットワーク運営機構(以下「運営機構」といいます)所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人(以下「収納機関」といいます)、もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人の窓口(以下「取扱窓口」といいます)に対して、普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます)についてキャッシュカード規定に基づいて発行したキャッシュカード(代理人カードは除きます)(以下「カード」といいます)を提示して、後記第3条第1項の預金口座振替の依頼を行うサービス(以下「本サービス」といいます)について、この規定により取扱います。
- (2) 本サービスが利用できるのは、当該カードの発行されている預金口座(以下「預金口座」といいます)の預金者本人に限ります。
- (3) 本サービスは普通預金の本人カードのみご利用できることとします。代理人カード・ビジネスキャッシュカードはご利用できません。

### 2. (利用方法等)

- (1) 本サービスを利用するときは、預金者が自らカードを取扱窓口を設置された本サービスに係る機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます)に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者(収納機関の従業員を含みます)に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 次の場合は、本サービスを利用することはできません。
  - ① 停電、故障等により、端末機による取扱いができない場合
  - ② 取扱窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払いを受けることができないと定めた商品または役務等に該当する場合
- (3) 次の場合には、カードを本サービスに利用することはできません。
  - ① 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
  - ② カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます)が破損している場合
- (4) 当行が本サービスを利用することができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、本サービスを利用することはできません。
- (5) カードによる本サービスをご希望されない場合には、当行所定の方法により取引停止手続きを行ってください。この手続きを行った場合は、当行は当該預金口座に対して本サービスならびにデビット

カード取引規定に定めるデビットカード取引も同時に停止の措置を講じます。この手続きの前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

### 3. (預金口座振替契約等)

- (1) 前記第2条第1項により暗証番号の入力がされたときに、契約が解除されるまでの期間、収納機関から当行に都度送付される請求書記載の金額を、預金者に通知することなく、当該口座から引き落としのうえ支払う旨の契約(本規定において「預金口座振替」といいます)が成立したものとみなします。ただし、暗証番号の入力後、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が表示されないときは預金口座振替が成立しなかったものとします。  
当行において預金口座振替が成立したものとみなした場合、当行は、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書および預金通帳の提出なしに当該口座より請求書記載の金額を引落します。
- (2) 前記第1項にかかわらず、当行所定の手続きによる預金者本人の確認ができない場合には、当行は預金口座振替を解除できるものとします。
- (3) 収納機関の指定する振替指定日(当日が銀行休業日の場合は収納機関と当行の契約により定めた営業日)において請求書記載金額が当該口座の支払可能金額[当座貸越(総合口座取引による貸越を含みます)を利用できる範囲内の金額を含みます]を超えるときは、預金者に通知することなく、請求書を収納機関に返却します。また、振替指定日に預金口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が預金口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれかを引落すかは当行の任意とします。
- (4) 収納機関の都合で、収納機関が預金者に対して割り当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引き続き取扱うものとします。
- (5) 預金口座振替を解除するときは、預金者から当行へ所定の手続きにより届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書の送付がない等相当の事由があるときは、当行は預金口座振替が終了したものととして取扱うことができるものとします。

### 4. (免責事項)

- (1) 当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものととして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替の受付をしたうへは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。  
ただし、この受付が偽造カードまたは暗証番号によるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者の責めに帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。
- (2) 本サービスについて仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。

### 5. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、キャッシュカード規定およびデビットカード取引規定により取扱います。

## 6. (規定の変更)

本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。

以 上

※会員規約に同意いただけない場合は、退会の手続きをとらせていただきますので、その旨をお書き添えのうえカードを半分に切って当社までご返却ください。



670053404

208940-014・1907 (1.0) (TP)